

## 監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語

2011年12月22日  
改正 2013年6月17日  
改正 2014年4月4日  
改正 2015年5月29日  
改正 2016年1月26日  
改正 2021年6月8日  
改正 2022年7月21日  
最終改正 2022年10月13日  
日本公認会計士協会  
監査・保証基準委員会  
（報告書：第1号）

### 項番号

1. 本報告書の目的	1
2. 監査基準報告書を含む監査実務指針の位置付け	2
3. 監査基準報告書及び関連する公表物の体系	4
4. 監査基準報告書及び関連する公表物の起草方針	7
5. 監査業務に関連する用語	8
6. 不正リスク対応基準に関連する指針	9
付録1：監査基準報告書及び関連する公表物の体系	
付録2：監査基準報告書の構成	
付録3：当協会の委員会等が発出する会員の業務に関する公表物の態様と監査基準報告書及び関連する公表物の整理（読替表）	
付録4：監査基準報告書及び関連する公表物の起草方針	
付録5：監査基準報告書及び関連する公表物の用語集	
付録6：不正リスク対応基準に準拠して監査を実施する場合の要求事項及び適用指針を含む監査基準報告書の一覧	
付録7：審議プロセス	

## 《1. 本報告書の目的》

1. 本報告書は、監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語法について明確にすることにより、監査基準報告書及び関連する公表物の全体的な理解に資することを目的としている。

## 《2. 監査基準報告書を含む監査実務指針の位置付け》

2. 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に関しては、2010年（平成22年）に改訂された監査基準の「前文二1」において、「我が国の監査の基準の体系としては、平成3年の監査基準の改訂において、監査基準では原則的な規定を定め、監査基準を具体化した実務的・詳細な規定は日本公認会計士協会の指針（監査実務指針）に委ね、両者により我が国における一般に公正妥当と認められる監査の基準とすることが適切」と示されている。

ここで示されている日本公認会計士協会の指針（以下「監査実務指針」という。）は、監査及び監査に関する品質管理に関して、日本公認会計士協会に設置されている各委員会が報告書又は実務指針の名称で公表するものが該当し、我が国における一般に公正妥当と認められる監査の基準の一部を構成している。監査基準報告書は、企業会計審議会が公表する監査基準（法令により準拠が求められている場合は、監査における不正リスク対応基準を含む。）を実務に適用するために具体的・詳細に規定したものであり、「監査実務指針」の中核となるものである。

3. 「監査実務指針」を実務に適用するに当たっては、日本公認会計士協会が公表する監査に関する実務ガイダンス、周知文書、研究文書及び一般的に認められている監査実務慣行が参考になることがある。これらは、「監査実務指針」の適用上の留意点や具体的な適用の方法を例示し、実務上の参考として示すものであることから、「監査実務指針」を構成するものではない。

## 《3. 監査基準報告書及び関連する公表物の体系》

4. 監査基準報告書及び関連する公表物の体系は、以下のとおりとする（付録1及び付録4参照）。

### (1) 監査基準報告書

監査基準を具体化した規定を定めたものであり、監査に関する基準の設定主体からの委任を受けて当協会が公表するものであり、要求事項と適用指針から構成される（付録3参照）。一般に公正妥当と認められる監査の基準を構成する。

### (2) 監査基準報告書実務指針

基本となる監査基準及び監査基準報告書と併せて適用されることを前提とするものである。各指針の取り扱う主題、適用範囲、基本となる監査基準報告書等及び関連する監査基準報告書等の要求事項を超える追加的な要求事項（新規の要求事項のほか、汎用的な表現を具体的に展開した手続を要求事項とする場合を含む。）を含むかどうかの説明が記載される。一般に公正妥当と認められる監査の基準を構成する。

監査基準報告書実務指針は、原則的には、追加的な要求事項は設定しないものとし、別途定める場合には、慎重な検討が必要となる。なお、適用指針のみで構成される実務指針を「解釈指針」という。

### (3) 実務ガイダンス

監査基準、監査基準報告書及び監査基準報告書実務指針の適用を補足するものである。一般

に公正妥当と認められる監査の基準を構成しない。監査基準等の適用に当たっての背景となる考え方や事例を取りまとめたものであり、会員が業務を実施する際の参考に資するために提供される。実務ガイダンスは、主に設例又はQ&Aの形式で作成し、表題には、「実務ガイダンス」の用語を含めることとする。

(4) 周知文書

監査基準、監査基準報告書及び監査基準報告書実務指針の下で会員が監査等を実施する際の注意を喚起するものである。一般に公正妥当と認められる監査の基準を構成しない。表題には、「周知文書」の用語を含めることとする。

(5) 研究文書

監査基準報告書及び関連する公表物に関連する研究の成果である。一般に公正妥当と認められる監査の基準を構成しない。表題には、「研究文書」の用語を含めることとする。

5. 監査基準報告書には公表順に付す番号（以下「公表物番号」という。）のほかに、監査基準報告書の基になった国際監査基準（International Standard on Auditing : ISA）との関連性を明確にするため、表題に、ISAの体系に沿った以下の番号（付録2参照）を付している。相当するISAがない我が国独自の監査基準報告書は、900番台としている。

番 号	項 目
200-299	監査全般にわたる基本的事項と責任
300-499	リスク評価及び評価したリスクへの対応
500-599	監査証拠
600-699	グループ監査及び他者の作業の利用
700-799	監査の結論及び報告
800-899	特殊な監査業務
900-999	その他の考慮事項

6. 監査基準報告書に関連する公表物は、公表物番号のほかに、監査基準報告書との関連性を明確にするため、表題には、関連する監査基準報告書番号及び公表物の種類を明記する（付録4参照）。

#### 《4. 監査基準報告書及び関連する公表物の起草方針》

7. 監査基準報告書及び関連する公表物は、監査基準報告書の基になったISAとの比較が可能となるよう構成等に留意して作成する（付録4参照）。

#### 《5. 監査業務に関連する用語》

8. 品質管理基準報告書、監査基準報告書及び関連する監査基準報告書実務指針の「定義」に含まれる用語に、監査の基本的な用語や使用頻度が高く監査基準報告書及び関連する公表物の理解を促進するために必要と考えられる用語を追加して、用語集を示している。用語集は、ISAで用いられている英語表記を含めて作成している（付録5参照）。

用語集は、備考欄に記載している品質管理基準報告書及び監査基準報告書等の本文の内容を理解の上、利用しなければならない。

## 《6. 不正リスク対応基準に関連する指針》

9. 監査基準報告書の一部には、監査における不正リスク対応基準（以下「不正リスク対応基準」という。）に準拠して監査を実施する際に遵守が求められる要求事項と関連する適用指針（項番号の冒頭に（F）が付されている。）を含んでいる（付録6参照）。

以 上

- 本報告書（2022年10月13日改正）の付録は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
  - － 品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2022年6月16日改正）
  - － 品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」（2022年6月16日公表）
  - － 監査基準報告書220「監査業務における品質管理」（2022年6月16日改正）
  - － 倫理規則（2022年7月25日変更）

付録1：監査基準報告書及び関連する公表物の体系

（注）太枠内は本報告書の対象となる公表物である。品質管理基準報告書、四半期レビュー基準報告書及び財務報告内部統制基準報告書並びに関連する公表物も監査基準報告書及び関連する公表物に準じた取扱いとする。

企業会計審議会	日本公認会計士協会				
基準	報告書	実務指針 (解釈指針を含む。)	実務ガイダンス	周知文書	研究文書
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     監査基準 不正リスク対応基準 中間監査基準                 </div> 品質管理基準 四半期レビュー基準 財務報告内部統制基準	監査基準報告書 (監基報)	監基報●● 実務指針	監基報●● 実務ガイダンス	監基報●● 周知文書	監基報●● 研究文書
	品質管理基準報告書(品基報)	品基報●● 実務指針	品基報●● 実務ガイダンス	品基報●● 周知文書	品基報●● 研究文書
	四半期レビュー基準報告書	四基報●● 実務指針	四基報●● 実務ガイダンス	四基報●● 周知文書	四基報●● 研究文書
	財務報告内部統制監査基準報告書	内基報●● 実務指針	内基報●● 実務ガイダンス	内基報●● 周知文書	内基報●● 研究文書
	レビュー業務 実務指針 (ISRE2400等)	レビュー業務 実務ガイダンス	レビュー業務 周知文書	レビュー業務 研究文書	
	保証業務 実務指針 (ISAE3000等)	保証業務 実務ガイダンス	保証業務 周知文書	保証業務 研究文書	
専門業務 実務指針 (ISRS4400等)	専門業務 実務ガイダンス	専門業務 周知文書	専門業務 研究文書		

## 付録２：監査基準報告書の構成

報告書 番号	監査基準報告書
序	監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語
200 - 299 監査全般にわたる基本的事項と責任	
200	財務諸表監査における総括的な目的
210	監査業務の契約条件の合意
220	監査業務における品質管理
230	監査調書
240	財務諸表監査における不正
250	財務諸表監査における法令の検討
260	監査役等とのコミュニケーション
265	内部統制の不備に関するコミュニケーション
300 - 499 リスク評価及び評価したリスクへの対応	
300	監査計画
315	重要な虚偽表示リスクの識別と評価
320	監査の計画及び実施における重要性
330	評価したリスクに対応する監査人の手続
402	業務を委託している企業の監査上の考慮事項
450	監査の過程で識別した虚偽表示の評価
500 - 599 監査証拠	
500	監査証拠
501	特定項目の監査証拠
505	確認
510	初年度監査の期首残高
520	分析的手続
530	監査サンプリング
540	会計上の見積りの監査
550	関連当事者
560	後発事象
570	継続企業
580	経営者確認書
600 - 699 グループ監査及び他者の作業の利用	
600	グループ監査
610	内部監査人の作業の利用
620	専門家の業務の利用
700 - 799 監査の結論及び報告	

報告書 番号	監査基準報告書
700	財務諸表に対する意見の形成と監査報告
701	独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告
705	独立監査人の監査報告書における除外事項付意見
706	独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分
710	過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表
720	その他の記載内容に関連する監査人の責任
800 - 899 特殊な監査業務	
800	特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査
805	個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査
810	要約財務諸表に関する報告業務
900 -990 その他の考慮事項	
900	監査人の交代
910	中間監査

付録3：当協会の委員会等が発出する会員の業務に関する公表物の態様<sup>1</sup>と監査基準報告書及び関連する公表物の整理（読替表）

当協会の委員会等が発出する会員の業務に関する公表物の態様	監査基準報告書及び関連する公表物	会員が遵守すべき基準等 <sup>2</sup> への該当
報告書 …業種、業界、分野を問わず基本となるもので、かつ、監査又は会計に関する基準の設定主体からの委任を受けたもの	監査基準報告書 …監査基準を具体化した規定を定めたものであり、監査に関する基準の設定主体からの委任を受けて当協会が規定している。要求事項と適用指針から構成される。	該当する
実務指針 …ア. 業種、業界、分野を問わず基本となるもの（「報告書」としたものを除く。） イ. 特定の業種、業界、分野を対象とするもの	監査基準報告書実務指針（解釈指針を含む。） …基本となる監査基準及び監査基準報告書と併せて適用されることを前提とするもの。適用指針のみで構成される実務指針を「解釈指針」という。	該当する
通達 …基準又は報告書若しくは実務指針の範囲内での適用方法、取扱い等について注意喚起等するためのもの 会長通牒は通達的一种である。	—	該当する
研究報告 …委員会における研究の成果	実務ガイダンス …監査基準、監査基準報告書及び監査基準報告書実務指針の適用を補足するための文書であり、主にQ & A又は設例の形式をとる。	該当しない
研究資料 …委員会において答申等として結論を得るには至らなかった場合等における当該委員会の審議過程の状況、結論を得るには至らなかった理由等を整理したもの	研究文書 …監査基準報告書及び関連する公表物に関連する研究の成果である。	該当しない
その他	周知文書 …監査基準、監査基準報告書及び実務指針の下で会員が監査を実施する際の注意を喚起するもの。	該当しない

<sup>1</sup> 「会員の業務に関する公表物の取扱いに関する細則」第2条

<sup>2</sup> 日本公認会計士協会会則（職責の基準）

第48条 会員及び準会員は、公認会計士業務の改善進歩と監査業務の正常な発展を図り、常に関係法令及び職業的専門家としての基準等を遵守し、かつ、職業倫理の昂揚に努めるとともに、独立した立場において公正かつ誠実に職責を果たさなければならない。



## 付録４：監査基準報告書及び関連する公表物の起草方針

## 1. 監査基準報告書

## (1) 構成

監査基準報告書の内容については、監査基準報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」に記載している。

構成	性質又は内容
本監査基準報告書の範囲及び適用	(1) 本監査基準報告書の範囲 各監査基準報告書の趣旨や範囲（他の報告書との関係）又は取り扱う主題を記載する。また、各監査基準報告書を適切に理解するための背景や前提等の説明を記載する場合もある（監基報 200 の A59 項参照）。 (2) 適用
本監査基準報告書の目的	財務諸表に対する監査意見を表明するために、監査人が各監査基準報告書の要求事項を遵守することにより達成すべき具体的な目的を記載する。
定義	各監査基準報告書で用いられている用語の定義を記載する。特に記載のない限り、全ての監査基準報告書を通じて同じ意味を有する（監基報 200 の A60 項参照）。
要求事項	実施している監査業務に全く関連しない場合や、要求事項に付されている条件が合致しないため当該要求事項が関連しない場合を除いて、各監査基準報告書の目的を達成するために、監査人に遵守が要求される事項である。要求事項は「～しなければならない。」と記載する。
適用指針	要求事項の詳細な説明及びその実施のための指針を提供する。要求事項の意味又は対象範囲に関するより詳細な説明、特定の状況において適切である手続の例示を記載することがある。 適用指針は、それ自体が要求事項を定めるものではないが、各監査基準報告書の要求事項を適切に適用するために有用なものとする（監基報 200 の A57 項参照）。 また、必要に応じて、小規模企業の監査に特有の追加的な考慮事項が含まれるが、各監査基準報告書の要求事項を適用し遵守する監査人の責任を軽減するものではない（監基報 200 の A61 項参照）。
付録	適用指針の一部を形成するものであり、付録の趣旨及び想定される利用方法については、各報告書の本文又は付録の表題若しくは冒頭で説明する（監基報 200 の A58 項参照）。

## (2) 項番

監査基準報告書の項番の取扱いは、以下のとおりとする。

F 項	不正リスク対応基準に基づく要求事項及びそれに関連する適用指針は、項番号の冒頭に「F」を付す（監基報 200 の A56-2 項参照）。
JP 項	監査基準報告書の基になった ISA には含まれないものの、当協会が必要と認めて追加した規定は、項番号の最後に「JP」を付す。
欠番	監査基準報告書の基になった ISA には含まれるものの、我が国の法令等を優先して適用しない項番は「欠番」と示す。

## (3) 相互参照時の略称

監査基準報告書及び関連する公表物間において、参照する監査基準報告書等の表題は、各監査基準報告書等で最初に参照する場合にのみ示す。相互参照時に用いる略称は以下のとおりとする。

表 題	略 称
監査基準報告書 000 ○○○	監基報 000
監査基準報告書 000 実務指針第 1 号 ○○○	監基報 000 実 1
監査基準報告書 000 実務ガイダンス第 1 号 ○○○	監基報 000 ガ 1
監査基準報告書 000 周知文書第 1 号 ○○○	監基報 000 周 1
監査基準報告書 000 研究文書第 1 号 ○○○	監基報 000 研 1

なお、本取扱いは、後述の 2～5 の関連する公表物においても同様である。

## 2. 監査基準報告書実務指針

監査基準報告書実務指針は、一般に公正妥当と認められる監査の基準を構成するものであり、基本となる監査基準報告書と併せて適用されることを前提とするものであるため、基本となる監査基準報告書と共通の起草方針に基づき策定する。

監査基準報告書実務指針は、原則的には、追加的な要求事項は設定しないものとし、適用指針のみで構成される実務指針を「解釈指針」という。

また、監査基準報告書実務指針は、会員が遵守すべき基準等に該当するものである。

## (1) 構成

監査基準報告書においては、要求事項と適用指針の明瞭化が図られており、実務指針も同様の構成とする（【表 1】参照）。

構 成	性質又は内容
本実務指針の範囲	(1) 本実務指針の範囲 本実務指針の取り扱う主題、適用範囲、基本となる監査基準報告書及び関連する監査基準報告書の要求事項を超える追加的な要求事項（新規の要求事項のほか、汎用的な表現を具体的に展開した手続を要求事項とする場合を含む。）を含むかどうかの説明を記載する。

構 成	性質又は内容
	<p>&lt;例示&gt;</p> <p>2. 本実務指針の適用に際し基本となる監査基準報告書は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査基準報告書 540「会計上の見積りの監査」</li> </ul> <p>また、このほか、本実務指針の適用に際して、以下の監査基準報告書も関連する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」</li> <li>・ …</li> </ul> <p>なお、本実務指針の適用に際しては、本実務指針に記載されている監査基準報告書のみでなく、監査基準報告書を全体として理解しなければならない（監査基準報告書 200「財務諸表監査の総括的な目的」第 18 項）。</p> <p>(2) 背景 各実務指針を適切に理解するための背景となる情報（経緯、前提として いる状況等の説明）を記載する。</p> <p>(3) 定義 各実務指針で用いられている特有の用語の定義を記載する。</p>
要求事項	実施している監査業務に全く関連しない場合や、要求事項に付されている条件が合致しないため当該要求事項が関連しない場合を除いて、当実務指針及び基本となる又は関連する監査基準報告書等の目的を達成するために、監査人に遵守が要求される事項である。なお、監査基準報告書の要求事項を超えて別途定めなければならない状況は、まれと考えられる。
適用指針	<p>関連する監査基準報告書又は該当する場合は本実務指針の要求事項の詳細な説明及びその実施のための指針を提供する。要求事項の意味又は対象範囲に関するより詳細な説明、特定の状況において適切である手続の例示を記載することがある。</p> <p>適用指針は、それ自体が要求事項を定めるものではないが、基本となる又は関連する監査基準報告書又は該当ある場合は本実務指針の要求事項を適切に適用するために有用なものとする。</p>
適用	適用時期を明記する。
付録	監査基準報告書と同様

## (2) 基本となる監査基準報告書の要求事項との関係の明示

基本となる監査基準報告書の要求事項について、必要な範囲で参照を付すものとする。その際、個々の実務指針の内容と最も関連性の高い特定の要求事項については、項番号を参照として記載する。

(3) 表題

関連する各実務指針の表題は、基本となる監査基準報告書との関連が明確になるように付す。

（例 1）監査基準報告書 200 「財務諸表監査における総括的な目的」に関連する実務指針

【表題】監査基準報告書 200 実務指針第〇号 ×××に関する実務指針

（例 2）監査基準報告書 300 「監査計画」に関連する解釈指針

【表題】監査基準報告書 300 実務指針第〇号 ×××に関する解釈指針

(4) 記載方法

① 追加的な要求事項がある場合

各実務指針において追加的に設定する要求事項は、「～しなければならない。」と記載する。

② 適用指針のみの場合

基本となる監査基準報告書等における要求事項について、特定の状況における説明や具体的な手続の例示を示す場合は適用指針として記載することとする。その場合、「～しなければならない。」又は「～する必要がある。」の表記は使用しないこととする。使用する語尾は、要求事項であるとの誤解が生じない表現とする。

【表1】 監査基準報告書実務指針における要求事項及び適用指針並びに要求事項のない監査基準報告書実務指針（解釈指針）における適用指針の性質等

	追加的な要求事項	適用指針
性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本となる監査基準報告書の目的を達成するために、監査基準報告書の要求事項に加えて、監査人に遵守を要求する事項。監査基準報告書の要求事項をより具体的・詳細に要求事項として展開したものも含まれる。</li> <li>・ 監査基準報告書の要求事項と同様の取扱いとする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 実務指針で取り扱っている領域が実施している監査業務に全く関連しない場合や、要求事項に付されている条件が合致しないため当該要求事項が関連しない場合は、遵守を要求しない。</li> <li>b. 要求事項が特定の手続の実施に関するものであり、実施している監査業務において当該手続が要求事項の趣旨を達成するために有効でない例外的な状況においてのみ、要求事項に代えて代替的な手続を実施することが求められる。</li> </ul> </li> <li>・ 基本となる監査基準報告書の要求事項及び適用指針とともに適用される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査の特定領域又は局面において、監査基準報告書の要求事項及び監査基準報告書実務指針における追加的な要求事項をより適切に実施するために、監査基準報告書の適用指針に加えて、詳細な説明や実施のための指針を提供するもの。</li> <li>・ 特定領域又は局面における要求事項の意味を説明するための言い換え、要求事項の背景や対象範囲に関するより詳細な説明又は特定の状況において適切である手続の例示が含まれる。</li> <li>・ 適用指針は、それ自体が要求事項を定めるものではないが、要求事項を適切に適用するために有用な指針を提供するものである。</li> </ul>
表記	<p>「しなければならない。」と表記する。</p> <p>(注)「考慮しなければならない。」という表現の要求事項は、監査基準報告書230第7項及びA10項で、重要である場合には文書化が求められる。</p>	<p>「しなければならない。」又は「する必要がある。」の表記は使用しない。使用する語尾は、要求事項であるとの誤解が生じない表現とする。</p>

### 3. 実務ガイダンス

実務ガイダンスは、一般に公正妥当と認められる監査の基準及び会員が遵守すべき基準等には該当しないが、基本となる監査基準報告書等の理解を促進し適切な適用を支援するためのものとして当協会で合意されたものである。基本となる監査基準報告書等との関連性を明確に示すため、監査基準報告書実務指針の起草方針に基づき起草することとする。なお、冒頭セクションにおいて、以下を明記する。

- ・ 一般に公正妥当と認められる監査の基準は構成しないこと。
- ・ 会員が遵守すべき基準等には該当しないこと。

### 4. 周知文書

周知文書は、一般に公正妥当と認められる監査の基準及び会員が遵守すべき基準等には該当しないが、監査基準、監査基準報告書及び監査基準報告書実務指針の下で会員が監査等を実施する際の注意を喚起するものである。注意喚起という目的を逸脱しない範囲内において、記載方法は統一せず、注意喚起の意義を達成するよう作成する。表題には、「周知文書」の用語を含める。なお、冒頭セクションにおいて、以下を明記することとする。

- ・ 一般に公正妥当と認められる監査の基準は構成しないこと。
- ・ 会員が遵守すべき基準等には該当しないこと。

### 5. 研究文書

研究文書は、一般に公正妥当と認められる監査の基準及び会員が遵守すべき基準等には該当しないが、監査基準報告書及び関連する公表物に関連する研究の成果であり、図表を利用するなど、成果を適切に表現する方法で記載する。表題には、「研究文書」の用語を含める。なお、冒頭セクションにおいて、以下を明記することとする。

- ・ 一般に公正妥当と認められる監査の基準は構成しないこと。
- ・ 会員が遵守すべき基準等には該当しないこと。

## 付録5：監査基準報告書及び関連する公表物の用語集

## —索引—

あ	I T環境	*		監査サンプリング（又はサンプリング）	*
	I T全般統制	*		監査実施者	
	I Tの利用から生じるリスク	*		監査実施の基礎となる経営者の責任	*
	アクセス・コントロール			に関する前提	
	アサーション	*		監査上の主要な検討事項	*
	アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスク			監査事務所	*
	アプリケーション			監査事務所の品質管理システムの不備	*
い	委託会社	*		監査証拠	*
	委託会社監査人	*		監査証拠の十分性	*
	委託会社の相補的な内部統制	*		監査証拠の適切性	*
	一般目的の財務諸表	*		監査上の重要性	
	一般目的の財務報告の枠組み	*		監査済財務諸表	*
	違法行為	*		監査責任者	*
う	ウォークスルー			監査チーム	*
	運用評価手続	*		監査調書	*
え	閲覧（記録や文書の閲覧）			観察	
か	会計記録	*		監査手続	
	会計事務所等			監査人	*
	会計上の見積り	*		監査人の見積額又は見積りの許容範囲	*
	会計上の見積りの確定額	*		監査人の利用する専門家	*
	（会計上の見積りにおける）仮定			監査人予定者	*
	（会計上の見積りにおける）データ			監査の基本的な方針	
	階層化	*		監査の固有の限界	
	外部情報源	*		監査の前提条件	*
	外部の検証	*		監査ファイル	*
	確定した虚偽表示			監査報告書日	*
	確認	*		監査要点	
	確認差異	*		監査リスク	*
	過去財務情報	*		間接的な内部統制	
	ガバナンス			関連するアサーション	*
	ガバナンスに責任を有する者	*	き	関連当事者	*
	監査業務チーム			企業統治	
	監査計画			企業のリスク評価プロセス	
	監査契約に係る予備的な活動			期首残高	*
				期末日	*

	強調事項区分	*	財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスク	
	虚偽表示	*	示リスク	
	許容逸脱率	*	財務諸表の承認日	*
	許容虚偽表示額	*	財務諸表の発行日	*
く	グループ	*	財務表	*
	グループ監査	*	サンプリング	*
	グループ監査責任者	*	サンプリング単位	*
	グループ監査チーム	*	サンプリングリスク	*
	グループ経営者	*	し 事業上のリスク	*
	グループ財務諸表	*	事後判明事実	*
	グループ財務諸表の監査意見	*	試査	
	グループ全体統制	*	資産の流用	
け	経営者	*	実査	
	経営者確認書	*	実証手続	*
	経営者の偏向	*	実地棚卸の立会	
	経営者の見積額	*	質問	
	経営者の利用する専門家	*	社員等	*
	経験豊富な監査人	*	重要性のある取引種類、勘定残高又は注記事項	
	継続企業の前提	*	注記事項	
	限定意見	*	重要性の基準値	*
こ	構成単位	*	重要な虚偽表示リスク	*
	構成単位の監査人	*	重要な構成単位	*
	構成単位の経営者	*	重要な取引種類、勘定残高又は注記事項	*
	構成単位の重要性の基準値	*	重要な不備	*
	後発事象	*	受託会社	*
	広範	*	受託会社監査人	*
	合理的な保証	*	受託会社のシステム	*
	誤謬	*	受託会社のシステムに関する記述書	*
	固有リスク	*	及び内部統制のデザインに関する報告書（「タイプ1の報告書」）	
	固有リスクの分布	*		
	固有リスク要因	*	受託会社のシステムに関する記述書	*
さ	サービス・プロバイダー	*	並びに内部統制のデザイン及び運用状況に関する報告書（「タイプ2の報告書」）	
	再計算	*		
	再実施	*		
	再受託会社	*	準拠性の枠組み	*
	財務情報への監査人の関与	*	小規模企業	
	財務諸表	*	消極的確認	*
	財務諸表項目等	*	詳細テスト	*



	詳細な監査計画		統制活動	
	情報システムと伝達		統制環境	
	情報処理統制	*	統制リスク	*
	除外事項		特定項目抽出による試査	
	除外事項付意見	*	特定の取引種類、勘定残高又は注記事	*
	職業的専門家としての懐疑心	*	項に対する重要性の基準値	
	職業的専門家としての基準及び適用	*	特別な検討を必要とするリスク	*
	される法令等		特別目的の財務諸表	*
	職業的専門家としての判断	*	特別目的の財務報告の枠組み	*
	初年度監査	*	独立性	
	審査	*	独立第三者間取引	*
	審査担当者	*	な 内部監査機能	*
す	推定による虚偽表示		内部監査人	*
せ	セーフガード		内部統制	*
	精査		内部統制システム	*
	積極的確認	*	内部統制システムを監視する企業の	
	前任監査人	*	プロセス	
	全般的結論を形成するための分析的		内部統制の逸脱	
	手続		内部統制の不備	*
	全般的な対応		に 二重責任の原則	
	専門業務		二重目的テスト	
	専門職員	*	ね ネットワーク	*
	専門知識	*	ネットワーク・ファーム	*
	専門要員	*	年次報告書	
そ	遡及的な検討		の ノンサンプリングリスク	*
	その他の記載内容	*	は 発見リスク	*
	その他の記載内容の誤り	*	発見事項(品質管理システムに関する)	*
	その他の事項区分	*	判断による虚偽表示	
た	対応数値	*	ひ 比較財務諸表	*
	大会社等		比較情報	*
ち	中間監査リスク	*	否定的意見	
つ	追記情報		品質管理システム	*
て	適正表示の枠組み		(品質管理システムに関連する) 対応	*
	適切な規準		品質目標	*
	適用される財務報告の枠組み	*	品質リスク	*
	適用される要約の規準	*	ふ 不確実性	
	手続実施上の重要性	*	不正	*
と	統計的サンプリング	*	不正な財務報告	

	不正による重要な虚偽表示の疑義	*
	不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況	*
	不正による重要な虚偽表示を示唆する状況	*
	不正リスク	*
	不正リスク要因	*
	不適正意見	
	分析の実証手続	
	分析的手続	*
ほ	母集団	*
	補足的な情報	
み	未回答	*
	未修正の虚偽表示	*
	見積手法	
	見積りの不確実性	*
	未発見の虚偽表示	
む	無限定意見	*
よ	要約財務諸表	*
	予想逸脱率	
	予想虚偽表示額	
り	リスク対応手続	*
	リスク評価手続	*
れ	例外的事象	*
わ	我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準	
	我が国における職業倫理に関する規定	*

<p>* 監査基準報告書又は品質管理基準報告書で定義されている。</p>
--------------------------------------

	用語	定義又は説明	備考
あ	IT環境 IT environment	<p>ITアプリケーション及びそれを支援するITインフラストラクチャーをいい、ITプロセスやITプロセスに関わる要員も含まれる。企業は、これらを業務の支援や事業戦略を達成するために利用する。本報告書の目的において、IT環境に関連する事項は以下のとおりである。</p> <p>① ITアプリケーションは、取引若しくは情報の開始、処理、記録及び報告において使用されるプログラム又は一連のプログラム群のことをいう。ITアプリケーションにはデータウェアハウスとレポートライターも含まれる。</p> <p>② ITインフラストラクチャーは、ネットワーク、オペレーティング・システム、データベース、そして、これらに関連するハードウェアとソフトウェアから構成される。</p> <p>③ ITプロセスとは、IT環境へのアクセスの管理、プログラムの変更又はIT環境に対する変更の管理及びIT業務の管理をするための企業のプロセスをいう。</p>	監基報 315 第 11 項(1)
	IT全般統制 General IT controls	<p>IT環境の継続的かつ適切な運用を支援する企業のITプロセスに係る内部統制のことをいう。IT環境の継続的かつ適切な運用には、継続して有効に機能する情報処理統制、及び企業の情報システム内の情報のインテグリティ（すなわち、情報（データ）の網羅性、正確性、正当性）の確保が含まれる。</p> <p>※「IT環境」も参照</p>	監基報 315 第 11 項(2)
	ITの利用から生じるリスク Risks arising from the use of IT	<p>企業のITプロセスにおける内部統制のデザイン若しくは運用が有効でないことにより、情報処理統制が有効にデザイン若しくは運用されない可能性又は企業の情報システム内の情報のインテグリティ（すなわち、取引及びその他の情報（データ）の網羅性、正確性、正当性）に対し引き起こされるリスクをいう。</p> <p>※「IT環境」も参照</p>	監基報 315 第 11 項(3)
	アクセス・コントロール Access controls	<p>アクセス・コントロールとは、オンライン端末、プログラムやデータにアクセスすることを制限する手続をいう。アクセス・コントロールは、「利用者の認証」と「利用者の承認」から成る。「利用者の認証」は、通常、固有のログオンによる認証、パスワード、アクセスカード又は生体認証データを通じて、個人を特定しようとするものである。「利用者の承認」は、個々の利用者がアクセス可能なコンピュータ・リソースを決定するアクセスのルールから成る。</p> <p>これらの手続は、特に、以下を防止又は発見するためにデザインされる。</p> <p>(a) オンライン端末、プログラムやデータへの未承認のアクセス</p> <p>(b) 未承認の取引の記帳</p> <p>(c) データファイルへの未承認の変更</p> <p>(d) 未承認の者によるコンピュータ・プログラムの利用</p> <p>(e) コンピュータ・プログラムの未承認の利用</p> <p>アクセス・セキュリティには、アクセス・コントロールに加えて、直接・間接的に会計データに影響を与える情報セキュリティが含まれる。例えば、ユーザID管理やログ管理といった、プログラム及びデータ等の情報資源へのアクセスを制限するための論理的セキュリティのツールの導入・運用、入退出管理や情報機器への物理的なア</p>	監基報 240 付録 1

	用語	定義又は説明	備考
		クセス制限等に係る内部統制が含まれる。	
	アサーション Assertions	経営者が財務諸表において明示的か否かにかかわらず提示するものであり、財務諸表が、情報の認識、測定、表示及び注記に関して適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されていることを表すものである。監査人は、重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応において、発生する可能性のある虚偽表示の種類を考慮する際にアサーションを利用する。	監基報 315 第 11 項(4)
	アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスク Risks of material misstatement at the assertion level	固有リスク及び統制リスクの二つの要素で構成される。固有リスクと統制リスクは企業側のリスクであり、財務諸表監査とは独立して存在している。	監基報 200 の A36 項
	アプリケーション Application	「IT環境」を参照	監基報 315 第 11 項(1)
い	委託会社 User entity	財務諸表の監査を受けている会社で、受託会社の提供する業務を利用する会社をいう。	監基報 402 第 7 項(1)
	委託会社監査人 User auditor	委託会社の財務諸表の監査を実施する監査人をいう。	監基報 402 第 7 項(2)
	委託会社の相補的な内部統制 Complementary user entity controls	受託業務をデザインする段階で、委託会社において整備されることを受託会社が想定する内部統制であり、受託会社のシステムに関する記述書において統制目的の達成に必要な内部統制として識別され、記載されるものをいう。	監基報 402 第 7 項(3)
	一般目的の財務諸表 General purpose financial statements	一般目的の財務報告の枠組みに準拠して作成される財務諸表をいう。	監基報 700 第 6 項(1)
	一般目的の財務報告の枠組み General purpose framework	<p>広範囲の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすように策定された財務報告の枠組みをいう。財務報告の枠組みには、「適正表示の枠組み」と「準拠性の枠組み」がある。</p> <p>◆ 「適正表示の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求されている事項の遵守が要求され、かつ、以下のいずれかを満たす財務報告の枠組みに対して使用される。</p> <p>① 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて具体的に要求されている以上の開示を行うことが必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的又は黙示的に認められている。</p> <p>② 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて要求されている事項からの離脱が必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的に認められている。ただし、このような離脱は、非常にまれな状況においてのみ</p>	監基報 700 第 6 項(2)

	用語	定義又は説明	備考
		必要となることが想定されている。 ◆ 「準拠性の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求される事項の遵守が要求されるのみで、上記①及び②のいずれも満たさない財務報告の枠組みに対して使用される。	
	違法行為 Non-compliance (in the context of ISA 250)	故意若しくは過失又は作為若しくは不作為を問わず、企業、その経営者、監査役等、従業員等又は企業の指示の下で働く委託先業者等のその他の者によって行われる、法令違反となる行為をいう。違法行為には、企業の事業活動に関連しない、個人の違法行為は含まれない。	監基報 250 第 11 項
う	ウォークスルー Walk-through test	情報システムにおいて、取引の開始から財務諸表に反映されるまでを追跡することをいう。	監基報 315 の A124 項
	運用評価手続 Tests of controls	アサーション・レベルの重要な虚偽表示を防止又は発見・是正する内部統制について、その運用状況の有効性を評価するために立案し実施する監査手続をいう。	監基報 330 第 3 項(1)
え	閲覧（記録や文書の 閲覧） Inspection of records or documents (as an audit procedure)	監査手続の手法の一つ。記録や文書の閲覧は、紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による企業内外の記録や文書を確認する監査手続であり、記録や文書の性質や情報源によって、さらに、企業内部の記録や文書の場合にはそれらの作成に係る内部統制の有効性によって、監査人が記録や文書の閲覧により入手する監査証拠の証明力は異なる。運用評価手続として実施する記録や文書の閲覧の例として、承認の有無を確認することがある。	監基報 500 の A14 項
か	会計記録 Accounting records	企業が作成した取引や会計事象の記録とその裏付けとなる記録をいう。取引を認識した記録（起票）とその裏付けとなる記録（例えば、小切手、電信送金票、請求書、契約書等）や、総勘定元帳、補助元帳、仕訳帳、仕訳帳に記帳されない財務諸表に対するその他の修正、及び原価配分・計算・調整・開示を裏付けるワークシートやスプレッドシートなどの記録が含まれる。	監基報 500 第 4 項(1)
	会計事務所等 Firm	倫理規則において用いられている用語であり、品質管理基準報告書や監査基準報告書で用いられている「監査事務所」は以下の(1)のみを指している（「監査事務所」参照）。 (1) 会員が開業する事務所（公認会計士法以外の法律に基づく事務所を除く。）及び監査法人 (2) 出資、経営その他の手段を通じて(1)を支配する事業体 (3) 出資、経営その他の手段を通じて(1)が支配している事業体	倫理規則 用語集
	会計上の見積り Accounting estimate	適用される財務報告の枠組みに従って、金額の測定に見積りの不確実性を伴うものをいう。	監基報 540 第 11 項(1)
	会計上の見積りの 確定額 Outcome of an accounting estimate	会計上の見積りに係る取引、事象又は状況が最終的に確定することによって生ずる実績金額をいう。	監基報 540 第 11 項(6)
	（会計上の見積り における）仮定 Assumptions	複数の選択肢や一定の範囲から選ぶ余地がある、金利や割引率の選択又は将来の状況や事象に関する見通し等について、入手可能な情報に基づく判断により選択される値等をいう。	監基報 540 の A3 項

用語	定義又は説明	備考
(会計上の見積りにおける) データ Data	直接観察することにより入手できる情報又は企業の外部から入手できる情報をいう。データを分析又は解釈することで得られた情報は、当該分析又は解釈の技法が十分に確立された理論に基づいており、経営者の判断の必要性が低い場合には派生データと呼ばれ、そうでない場合には、そのような情報は仮定となる。	監基報 540 の A4 項
階層化 Stratification	母集団を類似した特性（多くの場合、金額）を持ったサンプリング単位の集団である幾つかの下位母集団に分けるプロセスをいう。	監基報 530 第 4 項(6)
外部情報源 External Information Sources	以下のいずれかに該当する、幅広い利用者の使用に適する情報を提供する外部の個人又は組織をいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業が財務諸表の作成に当たって使用する情報</li> <li>・ 監査証拠として監査人が入手する情報。ただし、外部の個人又は組織が以下のいずれかとして情報を提供する場合、当該情報源に関しては、外部情報源とはみなされない。</li> <li>・ 経営者の利用する専門家</li> <li>・ 受託会社（監査基準報告書 402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」第 7 項参照）</li> <li>・ 監査人の利用する専門家</li> </ul>	監基報 500 第 4 項(3)
外部の検証 External inspections	監査事務所の品質管理システム又は監査事務所が実施した監査業務に関連して、外部の監督当局等によって実施される検証又は調査をいう。これには、公認会計士・監査審査会による検査及び日本公認会計士協会による品質管理レビューが含まれる。	品基報第 1 号第 16 項(7)
確定した虚偽表示 Factual misstatement	虚偽表示の分類の一つ。虚偽表示としての事実が確かめられた場合の虚偽表示をいう。	監基報 450 の A6 項
確認 External confirmation	紙媒体、電子媒体又はその他の媒体により、監査人が確認の相手先である第三者（確認回答者）から文書による回答を直接入手する監査手続をいう。	監基報 505 第 5 項(1)
確認差異 Exception (in relation to confirmation)	確認依頼した情報や企業の記録に含まれる情報と確認回答者の提供した情報との間にある差異をいう。	監基報 505 第 5 項(5)
過去財務情報 Historical financial information	過去の一定期間に発生した経済事象、又は過去の一定時点における経済的な状態若しくは状況について財務的に表現した特定の企業に関連する情報であり、主として企業の会計システムから得られる。	監基報 200 第 12 項(1)
ガバナンス Governance	企業の戦略的方向性と説明責任を果たしているかどうかを監視する責任を有する者又は組織の役割をいう。	監基報 260 第 9 項(2)
ガバナンスに責任を有する者 Those charged with governance	企業の戦略的方向性と説明責任を果たしているかどうかを監視する責任を有する者又は組織をいう。これには、財務報告プロセスの監視が含まれる。国によっては、ガバナンスに責任を有する者には、経営者を含むことがある。 なお、我が国においては、会社法の機関の設置に応じて、取締役会、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会がガバナン	監基報 200 第 12 項(14) 監基報 260 第 9

用語	定義又は説明	備考
	<p>スに責任を有する者に該当するが、品質管理基準報告書及び監査基準報告書においては、原則として監査人のコミュニケーションの対象は、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会を想定し「監査役等」と記載している。一方、海外の構成単位の監査に関連する場合は、ガバナンスの構造の多様性を考慮して「ガバナンスに責任を有する者」を使用している。</p>	項(2)
監査業務チーム Audit team	<p>倫理規則で用いられている用語であり、品質管理基準報告書や監査基準報告書で用いられている「監査チーム」は、以下の(1)のみを指している（「監査チーム」参照）。</p> <p>(1) 監査業務に携わる業務チームの全ての者</p> <p>(2) その他、監査業務の結果に直接影響を及ぼすことのできる会計事務所等内の全ての者。これには、次の者が含まれる。</p> <p>① 監査業務の実施に関連して監査業務執行責任者の報酬を提言するか、又は当該責任者について直接的な監督、管理若しくはその他の監視を行う者。これらの者には、会計事務所等の最高責任者に至るまで、監査業務執行責任者より上位の職位にある全ての者が含まれる。</p> <p>② 監査業務の実施のために、専門的な、又は業界固有の問題、取引又は事象について専門的な見解の問合せに対応する者</p> <p>③ 監査業務の品質管理を行う者（監査業務に係る審査を実施する者を含む。）</p> <p>(3) 監査業務の結果に直接的な影響を及ぼすことのできるネットワーク・ファーム内の全ての者</p>	倫理規則 用語集
監査計画 Audit plan	効果的かつ効率的な方法で監査を実施するために、監査業務に対する監査の基本的な方針を策定し、詳細な監査計画を作成することをいう。	監基報 300 第 2 項
監査契約に係る予備的な活動 Preliminary engagement activities	監査契約を締結できる程度に監査リスクを低い水準に抑えるために、監査の遂行に支障を来す可能性のある事象又は状況をあらかじめ網羅的に検討することをいい、監査契約の更新の可否に関する手続、独立性を含む関連する職業倫理に関する規定の遵守状況の評価、監査契約の内容の十分な理解が含まれる。	監基報 300 第 5 項
監査サンプリング (又はサンプリング) Audit sampling (Sampling)	監査人が監査対象となった母集団全体に関する結論を導き出すための合理的な基礎を得るため、母集団内の全てのサンプリング単位に抽出の機会が与えられるような方法で、母集団内の 100%未満の項目に監査手続を適用することをいう。	監基報 530 第 4 項(1)
監査実施者	「監査チーム」及び「専門要員」を参照	
監査実施の基礎となる経営者の責任に関する前提 Premise, relating to the responsibilities of management and, where appropriate, those charged	<p>経営者は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施するための基礎となる以下の責任を認識し理解しているという前提をいう。</p> <p>① 適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を作成すること（適正表示の枠組みの場合は、財務諸表を適正に表示することを含む。）。</p> <p>② 不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用すること。</p>	監基報 200 第 12 項(2)

	用語	定義又は説明	備考
	with governance, on which an audit is conducted	<p>③ 以下を監査人に提供すること。</p> <p>ア. 経営者が財務諸表の作成に関連すると認識している記録や証憑書類等の全ての情報</p> <p>イ. 監査人が監査の目的に関連して経営者に依頼する、全ての追加的な情報</p> <p>ウ. 監査人が監査証拠を入手するために必要と判断した、企業構成員への制限のない質問や面談の機会</p> <p>適正表示の枠組みの場合、①の責任は、「適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を作成し適正に表示すること」となる。「監査実施の基礎となる経営者の責任に関する前提」は、「監査実施の前提」と省略して記載される場合もある。</p>	
	監査上の主要な検討事項 Key Audit Matters	当年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項をいう。監査上の主要な検討事項は、監査人が監査役等とコミュニケーションを行った事項から選択される。	監基報 701 第 7 項
	監査事務所 Firm	公認会計士法に基づき登録された個人事務所又は監査法人をいう。	品基報第 1 号第 16 項(9) 監基報 220 第 12 項(5)
	監査事務所の品質管理システムの不備 Deficiency in the firm's system of quality management	<p>不備は、以下のいずれかの場合に存在する。</p> <p>① 品質管理システムの目的を達成するために必要な品質目標が設定されていない場合</p> <p>② 品質リスク又は品質リスクの組合せが、識別されていない又は適切に評価されていない場合</p> <p>③ 対応又は対応の組合せが、適切に整備又は有効に運用されていないことにより、関連する品質リスクの発生可能性が許容可能な水準まで低減されていない場合</p> <p>④ ①～③以外で、品質管理システムのある側面が欠如している、若しくは適切に整備又は有効に運用されていないことにより、本報告書の要求事項が満たされていない場合</p>	品基報第 1 号第 16 項(1)
	監査証拠 Audit evidence	監査人が意見表明の基礎となる個々の結論を導くために利用する情報をいう。監査証拠は、財務諸表の基礎となる会計記録に含まれる情報及びその他の情報からなる。	監基報 200 第 12 項(3) 監基報 500 第 4 項(2)
	監査証拠の十分性 Sufficiency (of audit evidence)	監査証拠の量的尺度をいう。必要とされる監査証拠の量は、評価した重要な虚偽表示リスクの程度及び監査証拠の質によって影響を受ける。	監基報 200 第 12 項(3)① 監基報 500 第 4 項(4)
	監査証拠の適切性 Appropriateness	監査証拠の質的尺度をいう。すなわち、意見表明のための基礎を裏付ける監査証拠の適合性と証明力をいう。	監基報 200 第 12



	用語	定義又は説明	備考
	(of audit evidence)	適合性は、監査手続の目的、及び適切な場合には検討中のアサーションとの論理的な関連性又は影響を扱い、監査証拠として利用する情報の適合性は、手続の目的によって影響される。監査証拠として利用する情報の信頼性については監査証拠自体の証明力は、情報源及び情報の種類、並びに関連する場合には情報の作成と管理に関する内部統制を含む情報を入手する状況によって影響される。	項(3)② 監基報500第4項(5)、A27項
	監査上の重要性 Materiality	一般的には、脱漏を含む虚偽表示は、個別に又は集計すると、当該財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。重要性の判断は、それぞれの状況を考慮して行われ、財務諸表の利用者の財務情報に対するニーズに関する監査人の認識、虚偽表示の金額や内容、又はそれら両者の組合せによる影響を受ける。	監基報200第6項
	監査済財務諸表 Audited financial statements	監査人が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査した財務諸表で、要約財務諸表を作成する基礎となる財務諸表をいう。	監基報810第3項(1)
	監査責任者 Engagement partner	監査事務所に選任された、監査業務の実施の責任者、すなわち、専門要員のうち、監査業務とその実施及び発行する監査報告書に対する責任を負う社員等をいう。	品基報第1号第16項(3) 監基報220第12項(1)
	監査チーム Engagement team	個々の監査業務を実施する全ての社員等及び専門職員、並びに当該業務において監査手続を実施する他の全ての者から構成される。監査人の利用する外部の専門家（監査基準報告書620「専門家の業務の利用」第6項）は含まない。	品基報第1号第16項(6) 監基報220第12項(4)
	監査調書 Engagement documentation	実施した監査手続、入手した関連する監査証拠及び監査人が到達した結論の記録をいう。	品基報第1号第16項(2) 監基報230第5項(1)
	観察 Observation	監査手続の手法の一つ。他の者が実施するプロセスや手続を確かめる手続をいい、例えば、企業の従業員が実施する棚卸資産の实地棚卸状況や統制活動の実施状況を監査人が観察する手続である。	監基報500のA17項
	監査手続 Audit procedures	監査人が監査意見を形成するに足る基礎を得るための監査証拠を入手するために実施する手続をいい、実施する目的により、リスク評価手続とリスク対応手続（運用評価手続又は実証手続）に分けられる。監査の手法としての監査手続には、記録や文書の閲覧、有形資産の実査、観察、質問、確認、再計算、再実施、分析的手続等があり、これらを単独又は組み合わせて実施する。	監基報500のA10項
	監査人 Auditor	監査業務に従事する者（通常、監査責任者又は監査チームの他のメンバー）、又は該当する場合には監査事務所に対して使用される。監査責任者に要求される事項又は監査責任者の責任を特に表す場合には、「監査人」でなく「監査責任者」が使用される。	監基報200第12項(4)

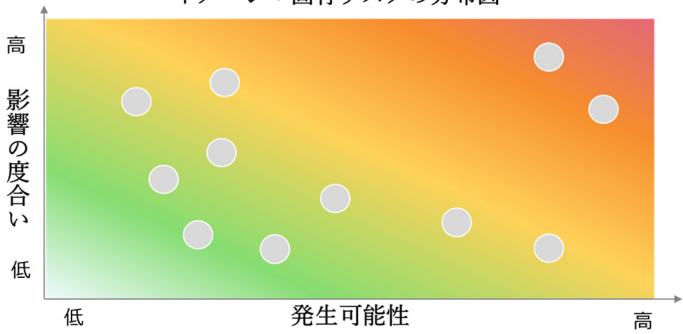
	用語	定義又は説明	備考
	監査人の見積額又は見積りの許容範囲 Auditor's point estimate or auditor's range	経営者の見積額を評価するために、監査人が監査証拠から算定した金額又は金額の幅をいう。	監基報 540 第 11 項(2)
	監査人の利用する専門家 Auditor's expert	監査人が十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たって、会計又は監査以外の分野において専門知識を有する個人又は組織の業務を利用する場合の当該専門知識を有する個人又は組織をいう。監査人の利用する専門家は、監査人の雇用する内部の専門家（監査事務所又はネットワーク・ファームの社員等又は専門職員（非常勤者を含む。））と監査人が業務を依頼する外部の専門家を含む。	監基報 620 第 5 項(1)
	監査人予定者 Successor auditor	会社から前任監査人に代わって監査人となることを指定された者をいう。	監基報 900 第 5 項(1)
	監査の基本的な方針 Overall audit strategy	監査業務の範囲、監査の実施時期及び監査の方向性を設定することをいい、詳細な監査計画を作成するための指針となるものである。	監基報 300 第 6 項
	監査の固有の限界 Inherent limitations of an audit	監査の固有の限界は、以下を原因として生じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務報告の性質 財務諸表の作成には、経営者の判断を伴い、また、多くの財務諸表項目には、主観的な判断や評価又は不確実性が関連しており、合理的と考えられる解釈や判断に幅が存在することがあること。</li> <li>・ 監査手続の性質 監査人による監査証拠の入手には、実務上及び法令上の限界があること。</li> <li>・ 監査を合理的な期間内に合理的なコストで実施する必要性 存在する可能性のある全ての情報を監査人が考慮することや、反証されない限りは、情報には誤謬又は不正が存在するという仮定に基づいて全ての事項を監査人が徹底的に追及したりすることは実務上不可能であるということ。</li> </ul>	監基報 200 の A44 項～A49 項
	監査の前提条件 Preconditions for an audit	経営者が財務諸表の作成に当たり、受入可能な財務報告の枠組みを使用すること及び経営者が監査実施の前提に合意することをいう。 ※監査実施の前提については、「監査実施の基礎となる経営者の責任に関する前提」を参照	監基報 210 第 3 項
	監査ファイル Audit file	紙媒体、電子媒体等に記録された特定の監査業務に関する監査調書を取りまとめたファイルをいう。	監基報 230 第 5 項(2)
	監査報告書日 Date of the auditor's report	監査人が、監査基準報告書 700 に従って、監査報告書に記載する日付をいう。	監基報 560 第 4 項(1)
	監査要点 —	監査人が、自己の意見形成の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手するために、経営者が提示する財務諸表項目に対して設定する立証すべき目標をいい、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性及び表示の妥当性等をいう。	監査基準 第三 一基本原

	用語	定義又は説明	備考
		※「アサーション」を参照	則 3
	監査リスク Audit risk	監査人が、財務諸表の重要な虚偽表示を看過して誤った意見を形成する可能性をいう。監査リスクは、重要な虚偽表示リスクと発見リスクの二つから構成される。	監基報 200 第 12 項(5)
	間接的な内部統制 Indirect controls	直接的な内部統制を支援する内部統制をいう。	監基報 315 の A10 項
	関連するアサーション Relevant assertions	取引種類、勘定残高又は注記事項に係るアサーションのうち、重要な虚偽表示リスクが識別されたアサーションをいう。アサーションが「関連するアサーション」であるかどうかの判断は、関連する内部統制を考慮する前に行われる（すなわち、固有リスク）。	監基報 315 第 11 項(5)
	関連当事者 Related party	以下のいずれかに該当する当事者をいう。 ① 適用される財務報告の枠組みにおいて定義される関連当事者 ② 適用される財務報告の枠組みに関連当事者についての事項が定められていない場合、又は最小限の事項しか定められていない場合には、以下のいずれかに該当する者 ア．個人又は他の企業が、直接又は間接に、財務諸表作成会社を支配しているか又は重要な影響を及ぼしている場合の当該個人又は他の企業 イ．財務諸表作成会社が、直接又は間接に、支配しているか又は重要な影響を及ぼしている他の企業 ウ．以下のいずれかによって財務諸表作成会社と共通支配下にある他の企業 ・ 共通の支配力を有する所有者 ・ 近親者である所有者 ・ 共通の主要な経営者 ただし、政府（例えば、国又は地方公共団体など）の共通支配下にある企業の場合には、重要な取引があるか、又は相互に経営資源を相当程度共有している場合を除き、当該企業は関連当事者とはみなされない。	監基報 550 第 9 項(1)
き	企業統治 Corporate governance	「ガバナンス」を参照	
	企業のリスク評価プロセス Entity's risk assessment process	内部統制システムの構成要素の一つ。企業のリスク評価プロセスは、企業目的を達成するためのリスクを識別し分析するための反復的なプロセスであり、経営者又は監査役等が管理すべきリスクをどのように決定するかの基礎となる。	監基報 315 付録 3 第 7 項
	期首残高 Opening balances	会計期間の開始時点に存在する勘定残高をいう。期首残高は、前年度の期末残高に基づいており、過年度の取引及び事象の影響と前年度に採用した会計方針を適用している。期首残高には、期首に存在する偶発債務等の注記が必要な事項も含まれる。	監基報 510 第 3 項(2)
	期末日 Date of the financial statements	財務諸表が対象とする直近の会計期間の末日をいう。	監基報 560 第 4 項(2)

	用語	定義又は説明	備考
	強調事項区分 Emphasis of Matter paragraph	財務諸表に適切に表示又は開示されている事項について、利用者が財務諸表を理解する基礎として重要であると監査人が判断し、当該事項を強調するため監査報告書に設ける区分をいう。	監基報 706 第 6 項(1)
	虚偽表示 Misstatements	報告される財務諸表項目の金額、分類、表示又は注記事項と、適用される財務報告の枠組みに準拠した場合に要求される財務諸表項目の金額、分類、表示又は注記事項との間の差異をいう。虚偽表示は、誤謬又は不正から発生する可能性がある。監査人が、財務諸表が全ての重要な点において適正に表示されているかどうかに関して意見表明する場合、虚偽表示には、監査人の判断において、財務諸表が全ての重要な点において適正に表示されるために必要となる、金額、分類、表示又は注記事項の修正も含まれる。	監基報 200 第 12 項(6) 監基報 450 第 3 項(1)
	許容逸脱率 Tolerable rate of deviation	母集団における実際の逸脱率が一定の率を上回らないような適切な保証水準を得るために、監査人が設定した所定の内部統制の逸脱率をいう。	監基報 530 第 4 項(8)
	許容虚偽表示額 Tolerable misstatement	母集団内の実際の虚偽表示額が一定の金額を上回らないような適切な保証水準を得るために、監査人が設定した金額をいう。	監基報 530 第 4 項(9)
く	グループ Group	グループ財務諸表に含まれる財務情報の構成単位の総体をいう。グループは、常に複数の構成単位で構成される。	監基報 600 第 8 項(1)
	グループ監査 Group audit	グループ財務諸表の監査をいう。	監基報 600 第 8 項(2)
	グループ監査責任者 Group engagement partner	グループ財務諸表の監査業務とその実施及びグループ財務諸表に対して発行する監査報告書に責任を有する者をいう。共同監査の場合には各共同監査の監査責任者及びその監査チームが一体としてグループ監査責任者及びグループ監査チームとなる。ただし、本報告書は、共同監査人の間の関係や、他の共同監査人の作業に関して各共同監査人が実施する作業については取り扱わない。	監基報 600 第 8 項(3)
	グループ監査チーム Group engagement team	グループ財務諸表の監査の基本的な方針を策定し、構成単位の監査人とコミュニケーションを行い、連結プロセスに関する作業を実施し、グループ財務諸表に対する意見形成のため監査証拠から導かれた結論を評価する、グループ監査責任者及び専門職員をいう。	監基報 600 第 8 項(4)
	グループ経営者 Group management	グループ財務諸表の作成に責任を有する経営者をいう。	監基報 600 第 8 項(5)
	グループ財務諸表 Group financial statements	複数の構成単位の財務情報を含む財務諸表をいう。	監基報 600 第 8 項(6)
	グループ財務諸表の監査意見 Group audit opinion	グループ財務諸表に対する監査意見をいう。	監基報 600 第 8 項(7)

	用語	定義又は説明	備考
	グループ全体統制 Group-wide controls	グループとしての財務報告に対して、グループ経営者が整備及び運用する内部統制をいう。	監基報 600 第 8 項(8)
け	経営者 Management	取締役又は執行役のうち、企業における業務の執行において責任を有する者をいう。国によっては、ガバナンスに責任を有する者の一部若しくは全員が経営者である企業もあり、又はオーナー経営者のみが経営者である企業もある。	監基報 200 第 12 項(7) 監基報 260 第 9 項(1)
	経営者確認書 Written representation	特定の事項を確認するため又は他の監査証拠を裏付けるため、経営者が監査人に提出する書面による陳述をいう。経営者確認書は、財務諸表、財務諸表におけるアサーション又はこれらの基礎となる帳簿及び記録を含まない。	監基報 580 第 6 項
	経営者の偏向 Management bias	情報の作成における経営者の中立性の欠如をいう。	監基報 540 第 11 項(4)
	経営者の見積額 Management's point estimate	財務諸表で会計上の見積りとして認識又は注記するために経営者が選択した金額をいう。	監基報 540 第 11 項(5)
	経営者の利用する専門家 Management's expert	企業が財務諸表を作成するに当たって、会計又は監査以外の分野において専門知識を有する個人又は組織の業務を利用する場合の当該専門知識を有する個人又は組織をいう。	監基報 500 第 4 項(6) 監基報 620 第 5 項(2)
	経験豊富な監査人 Experienced auditor	監査実務の経験を有し、以下の事項について相当程度理解している監査事務所内又は監査事務所外の者をいう。 ① 監査のプロセス ② 一般に公正妥当と認められる監査の基準及び適用される法令等 ③ 企業の事業内容に関連する経営環境 ④ 企業の属する産業における監査及び財務報告に関する事項	監基報 230 第 5 項(3)
	継続企業の前提 Going concern assumption	経営者が、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に基づいて財務諸表を作成する場合の当該前提をいう。一般目的の財務諸表は、経営者に清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき作成される。継続企業の前提に基づくことが適切な場合、企業の資産及び負債は、通常の事業活動において回収又は返済できるものとして計上されている。	監査基準 第三 一 基本 原則 6 監基報 570 第 2 項
	限定意見 Qualified opinion	監査人が、以下の場合、表明しなければならない意見をいう。 (1) 監査人が、十分かつ適切な監査証拠を入手した結果、虚偽表示が財務諸表に及ぼす影響が、個別に又は集計した場合に、重要であるが広範ではないと判断する場合 (2) 監査人が、無限定意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できず、かつ、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、	監基報 705 第 6 項

	用語	定義又は説明	備考
		それが財務諸表に及ぼす可能性のある影響が、重要であるが広範ではないと判断する場合	
こ	構成単位 Component	グループ財務諸表に含まれる財務情報の作成単位となる、企業又はその他の事業単位をいう。	監基報 600 第 8 項(9)
	構成単位の監査人 Component auditor	グループ監査チームの依頼により、グループ財務諸表の監査のために、構成単位の財務情報に関する作業を実施する監査人をいう。	監基報 600 第 8 項(10)
	構成単位の経営者 Component management	構成単位の財務情報の作成に責任を有する経営者をいう。	監基報 600 第 8 項(11)
	構成単位の重要性 の基準値 Component materiality	グループ監査チームが決定する構成単位の重要性の基準値をいう。	監基報 600 第 8 項(12)
	後発事象 Subsequent events	期末日の翌日から監査報告書日までの間に発生した事象をいう。	監基報 560 第 4 項(3)
	広範 Pervasive	未修正の虚偽表示が財務諸表全体に及ぼす影響の程度、又は監査人が十分かつ適切な監査証拠を入手できず、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが財務諸表全体に及ぼす可能性のある影響の程度について説明するために用いられる。財務諸表に対して広範な影響を及ぼす場合とは、監査人の判断において以下のいずれかに該当する場合をいう。  ① 未修正又は未発見の虚偽表示の及ぼす影響が、財務諸表の特定の構成要素、勘定又は項目に限定されない場合  ② 未修正又は未発見の虚偽表示の及ぼす影響が、特定の構成要素、勘定又は項目に限定されているものの、財務諸表全体としての虚偽表示に当たる場合、又は当たる可能性がある場合  ③ 注記事項における未修正又は未発見の虚偽表示の及ぼす影響が利用者の財務諸表の理解に不可欠であると判断される場合	監基報 705 第 4 項(1)
	合理的な保証 Reasonable assurance	財務諸表監査において、絶対的ではないが高い水準の保証をいう。	品基報第 1 号第 16 項 (19)  監基報 200 第 12 項(8)
	誤謬 Error	財務諸表の意図的でない虚偽表示をいい、金額又は注記事項の脱漏を含む。	監基報 240 第 2 項
	固有リスク Inherent risk	「重要な虚偽表示リスク」を参照	監基報 200 第 12 項(10)
	固有リスクの分布	固有リスク要因が虚偽表示の発生可能性又は影響の度合いに対して	監基報

	用語	定義又は説明	備考
	Spectrum of inherent risk	<p>与える程度に基づいて評価された固有リスクの程度の分布のことをいう。これは境界線がなく、無段階に連続的に変化する分布である。</p> <p>イメージ：固有リスクの分布図</p> 	540 第 4 項 監基報 315 第 5 項
	固有リスク要因 Inherent risk factors	<p>関連する内部統制が存在しないとの仮定の上で、不正か誤謬かを問わず、取引種類、勘定残高又は注記事項に係るアサーションにおける虚偽表示の生じやすさに影響を及ぼす事象又は状況の特徴をいう。固有リスク要因は定性的又は定量的な要因であり、複雑性、主観性、変化、不確実性、経営者の偏向又はその他の不正リスク要因が固有リスクに影響を及ぼす場合における虚偽表示の生じやすさを含んでいる。</p>	監基報 315 第 11 項(6)
さ	サービス・プロバイダー Service provider	<p>品質管理システム又は監査業務の実施において利用される資源を提供する監査事務所の外部の個人又は組織をいう。したがって監査事務所のネットワーク、ネットワーク・ファーム又はその他形態にかかわらずネットワークに属する組織はサービス・プロバイダーには含まれない。「監査に関する品質管理基準」における「外部の業務提供者」と同義である。</p>	品基報第 1 号第 16 項 (22)
	再計算 Recalculation	<p>監査手続の手法の一つ。再計算は、記録や文書の計算の正確性を監査人自らが計算し確かめる監査手続である。再計算は、手作業によって又は I T を用いて実施する。</p>	監基報 500 の A19 項
	再実施 Reperformance	<p>監査手続の手法の一つ。再実施は、企業が内部統制の一環として実施している手続又は内部統制を監査人が自ら実施することによって確かめる手続をいう。</p>	監基報 500 の A20 項
	再受託会社 Subservice organization	<p>委託会社の財務報告に関連する情報システムの一部を構成する業務を委託会社に提供するために、受託会社が受託業務の一部を他の会社に再委託する場合の当該他の会社をいう。</p> <p>受託会社の内部統制に関する保証報告書上での再受託会社の提供する業務の取扱いの方式には、以下の「除外方式」と「一体方式」の二つがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 除外方式では、受託会社のシステムに関する記述書に再受託会社に再委託している業務の内容が記載されるが、再受託会社に関連する統制目的及び関連する内部統制は、受託会社のシステムに関する記述書及び受託会社監査人の業務の範囲から除かれる。</li> <li>◆ 一体方式では、受託会社のシステムに関する記述書に再受託会社に再委託している業務の内容が記載され、かつ、再受託会社に関連する統制目的及び関連する内部統制が受託会社のシステムに関する記述書及び受託会社監査人の業務の範囲に含まれる。</li> </ul>	監基報 402 第 7 項 (4)
	財務情報への監査	財務情報に監査人の発行する報告書が添付される場合や、職業的専	倫理規則

用語	定義又は説明	備考
人の関与 Auditor association with financial information	門家として提供する業務に関連して監査人の名称が利用されることに同意する場合に、監査人は当該財務情報へ関与することとなる。	
財務諸表 Financial statements	財務報告の枠組みに準拠して、過去財務情報を体系的に表したものであり、注記事項が含まれる。財務諸表は、一定時点における企業の経済的資源若しくは義務又は一定期間におけるそれらの変動を伝えることを目的としている。「財務諸表」は、通常、適用される財務報告の枠組みにおいて要求される完全な一組の財務諸表を指す。注記事項は、適用される財務報告の枠組みにより求められている、又は明示的か否かにかかわらず記載が認められている説明的若しくは記述的な情報から構成される。注記事項は、財務諸表本表において、又は脚注方式で記載されるが、財務諸表から他の文書に参照をすることによって財務諸表に組み込まれることもある。	監基報 200 第 12 項(9)
財務諸表項目等 Elements, accounts or items of a financial statement	財務諸表の構成要素、勘定又はその他の項目を意味する。財務諸表項目等には、関連する注記事項が含まれる。関連する注記事項は、通常、財務表又は財務諸表項目等に関連するその他の説明的又は記述的な情報から構成される。 ※ 監基報 805 における定義であり、他の会計・監査の文献における用語法とは異なる場合がある。	監基報 805 第 5 項(2)
財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスク Risks of material misstatement at the financial statement level	財務諸表全体に広く関わりがあり、多くのアサーションに潜在的に影響を及ぼすリスクをいう。当該リスクは、アサーション・レベル、すなわち、取引種類、勘定残高、注記事項における特定のアサーションと必ずしも結び付けられるものではない。むしろ、経営者による内部統制の無効化のように、様々なアサーションにおいて重要な虚偽表示リスクを増大させるものである。また、不正による重要な虚偽表示リスクに関する監査人の検討に特に関連することがある。	監基報 200 の A34 項 監基報 315 第 29 項
財務諸表の承認日 Date of approval of the financial statements	関連する注記を含む全ての財務諸表が作成されており、認められた権限を持つ者が、当該財務諸表に対する責任を認めた日付をいう。	監基報 560 第 4 項(4)
財務諸表の発行日 Date the financial statements are issued	監査報告書と監査した財務諸表を第三者が入手可能となる日付をいう。	監基報 560 第 4 項(5)
財務表 A single financial statement	完全な一組の財務諸表を構成する、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等のそれぞれを指す。財務表には、関連する注記事項が含まれる。 ※「財務諸表」を参照	監基報 805 第 5 項(1)
サンプリング Sampling	「監査サンプリング」を参照	
サンプリング単位 Sampling unit	母集団を構成する個々の項目をいう。	監基報 530 第 4 項(7)
サンプリングリス	抽出したサンプルから導き出された監査人の結論が、母集団を構成	監基報



	用語	定義又は説明	備考
	ク Sampling risk	<p>する全ての項目に同じ監査手続を実施した場合の結論と異なるリスクをいう。</p> <p>サンプリングリスクは、次のような2種類の誤った結論をもたらす可能性がある。</p> <p>① 運用評価手続において、内部統制が実際の状態よりも有効であるとする結論、又は、詳細テストにおいて、実際に存在している重要な虚偽表示を存在していないとする結論 このような誤った結論は、監査の有効性に影響を与え、誤った監査意見を形成する可能性が高いため、監査人は、とりわけ、この結論に関心をもつ。</p> <p>② 運用評価手続において、内部統制が実際の状態よりも有効でないとする結論、又は、詳細テストにおいて、実際に存在していない重要な虚偽表示を存在しているとする結論 このような誤った結論は、通常、当初の結論が正しくなかったことを確かめるための追加の作業が必要となるため、監査の効率性に影響を与える。</p>	530 第4項(2)
	し 事業上のリスク Business risk	<p>企業目的の達成や戦略の遂行に悪影響を及ぼし得る重大な状況、事象、環境及び行動の有無に起因するリスク、又は不適切な企業目的及び戦略の設定に起因するリスクをいう。</p>	監基報 315 第11項(7)
	事後判明事実 Facts that become known to the auditor after the date of the auditor's report	<p>監査報告書日後に監査人が知るところとなったが、もし監査報告書日現在に気付いていたとしたら、監査報告書を修正する原因となった可能性のある事実をいう。</p>	監基報 560 第4項(6)
	試査 Testing some selected items in a population	<p>特定の監査手続の実施に際して、母集団（監査の対象とする特定の項目全体をいう。）からその一部の項目を抽出して、それに対して監査手続を実施することをいう。試査には、一部の項目に対して監査手続を実施した結果をもって母集団全体の一定の特性を評価する目的を持つ試査（サンプリングによる試査）と、母集団全体の特性を評価する目的を持たない試査（特定項目抽出による試査）とがある。</p>	監基報 500 の A52 項
	資産の流用 Misappropriation of assets	<p>従業員により行われ、比較的少額であることが多い。しかし、資産の流用を偽装し隠蔽することを比較的容易に実施できる立場にある経営者が関与することもある。</p>	監基報 240 のA5項
	実査 Inspection of tangible assets	<p>監査手続の手法の一つ。資産の現物を実際に確かめる監査手続である。実査により、資産の実在性に関する証明力のある監査証拠を入手できるが、必ずしも資産に係る権利と義務又は評価に関する監査証拠を入手できるわけではない。</p>	監基報 500 の A14 項及び A16 項
	実証手続 Substantive procedure	<p>アサーション・レベルの重要な虚偽表示を看過しないよう立案し実施する監査手続をいい、以下の二つの手続で構成する。</p> <p>① 詳細テスト（取引種類、勘定残高、注記事項に関して実施する。）</p> <p>② 分析の実証手続</p>	監基報 330 第3項(2)
	実地棚卸の立会 Attendance at physical inventory counting	<p>経営者が実施する棚卸資産の実地棚卸に関連する監査手続で以下の手続を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 棚卸資産の実在性を確かめ、かつ、状態を評価するために棚卸資産を実査し、テスト・カウントを実施すること</li> </ul>	監基報 501 のA1項及び A2 項

用 語	定義又は説明	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実地棚卸結果を記録して管理するために、経営者が定めた指示と手続の実施に関する遵守状況を観察すること</li> <li>・ 実施されている棚卸手続の信頼性に関する監査証拠を入手すること</li> </ul>	
質問 Inquiry	監査手続（レビュー手続）の手法の一つ。監査人（業務実施者）が財務又は財務以外の分野に精通している企業内外の関係者に情報を求める手続をいう。	監基報 500 の A22 項
社員等 Partner	監査事務所において、専門業務の業務執行権を有する全ての個人をいう。したがって、監査法人の場合は監査法人の社員をいい、個人事務所及び共同事務所の場合は業務執行責任者として業務を行っている者をいう。	品基報第 1 号第 16 項 (13)  監基報 220 第 12 項(8)
重要性のある取引 種類、勘定残高又は 注記事項 Material class of transaction, account balance, or disclosures	これらに関する情報を省略したり、誤った表示をしたり、又は不明瞭に記載することで、当該財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与えることが合理的に見込まれる取引種類、勘定残高又は注記事項をいう。	監基報 315 の A218 項
重要性の基準値 Materiality for the financial statements as a whole	監査計画の策定時に決定した、財務諸表において重要であると判断する虚偽表示の金額（監査計画の策定後改訂した金額を含む。）をいう。	監基報 320 第 8 項(1)
重要な虚偽表示リ スク Risk of material misstatement	<p>監査が実施されていない状態で、財務諸表に重要な虚偽表示が存在するリスクをいい、誤謬による重要な虚偽表示リスクと不正による重要な虚偽表示リスクがある。</p> <p>アサーション・レベルにおいて、重要な虚偽表示リスクは以下の二つの要素で構成される。</p> <p>① 固有リスクー関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、取引種類、勘定残高及び注記事項に係るアサーションに、個別に又は他の虚偽表示と集計すると重要となる虚偽表示が行われる可能性をいう。</p> <p>② 統制リスクー取引種類、勘定残高及び注記事項に係るアサーションで発生し、個別に又は他の虚偽表示と集計すると重要となる虚偽表示が、企業の内部統制によって防止又は適時に発見・是正されないリスクをいう。</p> <p>なお、重要な虚偽表示リスクの識別は、関連する内部統制を考慮する前に実施される（すなわち、固有リスク）。</p>	監基報 200 第 12 項(10)  監基報 315 の A174 項
重要な構成単位 Significant component	<p>グループ監査チームが、以下のいずれかに該当すると識別した構成単位をいう。</p> <p>① グループに対する個別の財務的重要性を有する。</p> <p>② 特定の性質又は状況により、グループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクが含まれる可能性がある。</p>	監基報 600 第 8 項(13)

	用語	定義又は説明	備考
	重要な取引種類、勘定残高又は注記事項 Significant class of transactions, account balance or disclosure	関連するアサーションが一つ以上存在する取引種類、勘定残高又は注記事項をいう。 ※「関連するアサーション」も参照	監基報 315 第 11 項(8)
	重要な不備 Significant deficiency in internal control	監査人が職業的専門家として、監査役等の注意を促すに値するほど重要と判断した内部統制の不備又は不備の組合せをいう。	監基報 265 第 5 項(2)
	受託会社 Service organization	委託会社の財務報告に関連する情報システムの一部を構成する業務を、当該委託会社に提供する第三者組織（又はその一部）をいう。	監基報 402 第 7 項(5)
	受託会社監査人 Service auditor	受託会社からの依頼に基づき、受託会社の内部統制に関して保証報告書を提供する監査人をいう。	監基報 402 第 7 項(6)
	受託会社のシステム Service organization's system	受託会社監査人の保証報告書が対象とする業務を委託会社に提供するために、受託会社がデザインし業務に適用する方針と手続をいう。	監基報 402 第 7 項(7)
	受託会社のシステムに関する記述書及び内部統制のデザインに関する報告書（「タイプ 1 の報告書」） Report on the description and design of controls at a service organization(referred to as a type 1 report)	以下を含む報告書をいう。 ① 受託会社のシステム、統制目的、及び、それらに関連して基準日現在でデザインされ業務に適用されている内部統制について、受託会社の経営者が作成した記述書 ② 受託会社のシステム、統制目的及び関連する内部統制の記述並びに特定された統制目的を達成する内部統制のデザインの適切性に関する意見等の合理的な保証を提供する受託会社監査人の保証報告書 保証業務実務指針 3402 に基づくタイプ 1 報告書には、上記①及び②に加え、受託会社確認書が含まれる。	監基報 402 第 7 項(8)
	受託会社のシステムに関する記述書並びに内部統制のデザイン及び運用状況に関する報告書（「タイプ 2 の報告書」） Report on the description, design, and operating effectiveness of controls at a service organization	以下を含む報告書をいう。 ① 受託会社のシステム、統制目的及び関連する内部統制、基準日現在又は特定期間にわたるそれらのデザインと業務への適用、並びに、場合によっては、特定期間にわたるそれらの運用状況の有効性について、受託会社の経営者が作成した記述書 ② 以下の事項を含む、合理的な保証を提供する受託会社監査人の保証報告書 ア. 受託会社のシステム、統制目的及び関連する内部統制に関する記述、特定の統制目的を達成する内部統制のデザインの適切性、並びに内部統制の運用状況の有効性に関する受託会社監査人の意見 イ. 受託会社監査人の運用評価手続とその結果に関する記述 保証業務実務指針 3402 に基づくタイプ 2 報告書には、上記①及び②	監基報 402 第 7 項(9)

用語	定義又は説明	備考
(referred to as a type 2 report)	に加え、受託会社確認書が含まれる。	
準拠性の枠組み Compliance framework	「適用される財務報告の枠組み」及び「一般目的の財務報告の枠組み」を参照	監基報 200 第 12 項(13) 監基報 700 第 6 項(2)
小規模企業 Smaller entity	<p>小規模企業は、以下に例示した特徴を有している。ただし、例示している全ての特徴があらゆる小規模企業に該当するとは限らず、また必ずしも小規模企業の特徴を網羅的に示したものではない。</p> <p>(1) 所有と経営が少数に集中していること（多くの場合は1人である。なお、他の小規模企業に所有されている場合も含む。）</p> <p>(2) (1)に該当する場合で、以下の事項のうち少なくともいずれかに該当していること。</p> <p>① 単純な取引のみを行っていること。</p> <p>② 会計システムが単純であること。</p> <p>③ 少数の事業のみ行っており、取り扱う製品の種類も少数であること。</p> <p>④ 内部統制システムが簡素であること。</p> <p>⑤ 経営者の人数が少数であり、それぞれが広範囲な内部統制に対する責任を有していること。</p> <p>⑥ 企業構成員が少数であり、広範囲な職務を担っていること。</p>	監基報 200 の A63 項
消極的確認 Negative confirmation request	確認回答者が確認依頼で提供された情報に同意しない場合にのみ、監査人に直接回答する方法をいう。	監基報 505 第 5 項(3)
詳細テスト Test of detail	実証手続のうち、分析的実証手続以外の手続をいう。	監基報 330 第 3 項(2)
詳細な監査計画 Audit plan	監査チームメンバーが実施すべき監査手続の種類、時期及び範囲を含むものをいう。	監基報 300 の A12 項
情報システムと伝達 Information system and communication	<p>内部統制システムの構成要素の一つ。</p> <p>財務諸表の作成に関連する情報システムは、企業の取引の開始、記録、処理（及び取引以外の事象や状況に関する情報の把握、処理、開示）、並びに資産、負債及び純資産を適正に計上すること等のためにデザインし構築された活動及び方針、並びに会計処理及びその他の裏付けとなる記録から構成される。</p> <p>伝達は企業内での内部統制システムに関する個々人の役割と責任を理解させることに関係し、会計と財務報告に関連する基本方針、マニュアル及び通達といった形式をとることがある。伝達は、電子的手段若しくは口頭で、又は経営者の行動を通して行われることもある。</p>	監基報 315 付録 3 第 15 項及び第 18 項
情報処理統制	情報のインテグリティ（すなわち、取引及びその他の情報（データ）	監基報

	用語	定義又は説明	備考
	Information processing controls	の網羅性、正確性、正当性) のリスクに直接対処する、企業の情報システムにおける I Tアプリケーションの情報処理又は手作業による情報処理に関連した内部統制のことをいう。	315 第 11 項(9)
	除外事項 —	監査意見の表明に当たってその影響の重要性及び広範性を考慮することが必要となる事項をいい、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関する不適切な事項（意見に関する除外事項）及び重要な監査手続を実施できなかったことによる監査範囲の制約（監査範囲の制約に係る除外事項）をいう。除外事項付意見を表明する原因の性質と、それが財務諸表に及ぼす影響の範囲、又は及ぼす可能性のある影響の範囲が広範かどうかという監査人の判断により、限定意見、否定的意見、又は意見不表明となる。	監基報 705
	除外事項付意見 Modified opinion	財務諸表に対する限定意見、否定的意見又は意見不表明をいう。	監基報 705 第 4 項(2)
	職業的専門家としての懐疑心 Professional skepticism	誤謬又は不正による虚偽表示の可能性を示す状態に常に注意し、監査証拠を鵜呑みにせず、批判的に評価する姿勢をいう。なお、職業的懐疑心ともいう。	監基報 200 第 12 項(11)
	職業的専門家としての基準及び適用される法令等 Professional standards	専門業務を実施するに当たって遵守しなければならない基準及び適用される法令等をいう。監査基準・不正リスク対応基準（法令により準拠が求められている場合）・監査基準報告書・監査に関する品質管理基準・品質管理基準報告書、公認会計士法・同施行令・同施行規則、金融商品取引法、会社法、日本公認会計士協会が公表する会則・倫理規則・報告書・実務指針・通達その他から構成される。	品基報第 1 号第 16 項 (16) 監基報 220 第 12 項(10)
	職業的専門家としての判断 Professional judgment	監査事務所の品質管理システムの整備及び運用における適切な行動について十分な情報を得た上で判断を行う際に、職業的専門家としての基準に照らして、関連する研修、知識及び経験を適用することをいう。	品基報第 1 号第 16 項 (15) 監基報 200 第 12 項(12)
	初年度監査 Initial audit engagement	監査人が初めて締結する監査契約であり、以下のいずれかの場合がある。 ① 前年度の財務諸表が監査されていない場合 ② 前年度の財務諸表が前任監査人によって監査されている場合	監基報 510 第 3 項(1)
	審査 Engagement quality control review	審査担当者によって監査報告書日以前に実施される、監査チームが行った重要な判断及び到達した結論についての客観的評価をいう。	品基報第 1 号第 16 項(4) 品基報第 2 号第 13 項(1) 監基報 220 第 12

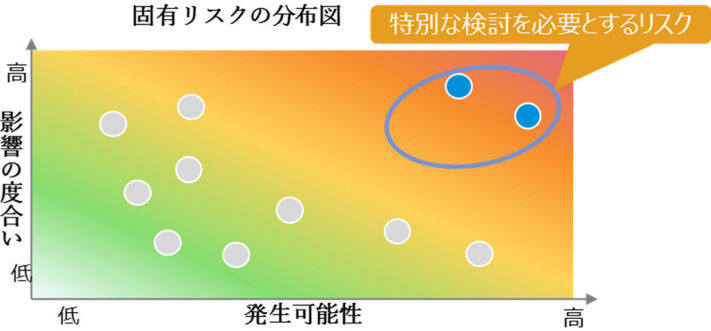
	用語	定義又は説明	備考
			項(2)
	審査担当者 Engagement quality reviewer	審査を実施するために監査事務所が選任した社員等、監査事務所内の他の者又は外部の者をいう。	品基報第 1号第 16項(5) 品基報第 2号第 13項(2) 監基報 220第12 項(3)
す	推定による虚偽表示 Projected misstatement	虚偽表示の分類の一つ。母集団における虚偽表示の監査人の最善の見積りであり、サンプルにおいて識別した虚偽表示から母集団全体の虚偽表示を推定した額をいう。	監基報 450のA3 項
せ	セーフガード Safeguards	認識した監査人の独立性に対する阻害要因を除去する、又は許容可能な水準まで軽減するために講じられた措置のことをいう。	監基報 260第15 項(2)②
	精査 Testing all items in a population	取引種類又は勘定残高を構成している項目の母集団全体（又は当該母集団における階層）について、その全ての項目を抽出して監査手続を実施することをいう。	監基報 500の A52項
	積極的確認 Positive confirmation request	確認回答者が、確認依頼の情報に同意するか、又は不同意かを示したり、依頼された情報を提供することにより、監査人に直接回答する方法をいう。	監基報 505第5 項(2)
	前任監査人 Predecessor auditor	前年度の財務諸表の監査報告書を提出したか、又は当年度の財務諸表の監査に着手したものの監査報告書を提出していない別の監査事務所に属する監査人のことをいう。なお、前任監査人は、複数存在する場合がある。	監基報 510第3 項(3) 監基報 900 第5項 (2)
	全般的結論を形成するための分析的 手続 Analytical procedures near the end of the audit that assist the auditor when forming an overall conclusion	監査の最終段階において、企業に関する監査人の理解と財務諸表が整合していることについて全般的な結論を形成するために実施する分析的手続をいう。	監基報 520第5 項
	全般的な対応 Overall responses	評価した財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクに応じた全般的な対応には、例えば、以下が含まれる。 ・ 監査チームメンバーが職業的懐疑心を保持すること。 ・ 豊富な経験を有する又は特定分野における専門的な知識や技能	監基報 330第4 項、A1 項

	用語	定義又は説明	備考
		<p>を持つ監査チームメンバーの配置、専門家の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監査チームメンバーに対する指示、監督及び監査調書の査閲の内容、時期及び範囲の変更</li> <li>実施するリスク対応手続の選択に当たっての企業が想定しない要素の組み込み</li> </ul>	
	専門業務 Professional services	<p>倫理規則では、以下のように定義されている。品質管理基準報告書並びに監査又はその他の実務指針では(1)のみを指している。</p> <p>(1)公認会計士法第2条第1項及び同第2項に定める業務</p> <p>(2)企業等所属の会員が行う職業的専門家としての業務</p>	倫理規則用語集
	専門職員 Staff	専門業務に従事する社員等以外の者をいう。監査事務所が雇用する専門家（会計又は監査以外の分野において専門知識を有する個人）を含む。	品基報第1号第16項(23) 監基報220第12項(13)
	専門知識 Expertise	特定分野での技能、知識及び経験をいう。	監基報620第5項(3)
	専門要員 Personnel	監査事務所に所属する社員等及び専門職員全体をいう。	品基報第1号第16項(14) 監基報220第12項(9)
そ	遡及的な検討 Retrospective review	過年度の会計上の見積りが当年度に資産又は負債の移転又は実現により確定する、又は再見積りされる場合、その確定額又は再見積額と当初の見積額を比較検討することをいう。	監基報540のA55項
	その他の記載内容 Other information	監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書とを除いた部分の記載内容をいう。その他の記載内容は、通常、財務諸表及びその監査報告書を除く、企業の年次報告書に含まれる財務情報及び非財務情報である。	監基報720第11項(1)
	その他の記載内容の誤り Misstatement of the other information	その他の記載内容における不正確な記載又は誤解を生じさせる記載（その他の記載内容に開示された事項の適切な理解のために必要な情報を省略している場合又は曖昧にしている場合を含む。）	監基報720第11項(2)
	その他の事項区分 Other matter paragraph	財務諸表に表示又は開示されていない事項について、監査、監査人の責任又は監査報告書についての利用者の理解に関連すると監査人が判断し、当該事項を説明するため監査報告書に設ける区分をいう。	監基報706第6項(2)
た	対応数値 Corresponding figures	比較情報が、当年度の財務諸表に不可分の一部として含まれ、当年度に関する金額及びその他の開示（以下「当年度の数値」という。）と関連付けて読まれることのみを意図しており、対応する金額と開示をどの程度詳細に表示するかは、主に、当年度の数値との関連性	監基報710第5項(2)

	用語	定義又は説明	備考
		において決定されるものとして監査意見を表明する場合の当該比較情報をいう。	
	大会社等 Public interest entity	ア. 全ての上場会社等 イ. 法令により、監査を実施するに当たり、上場会社等と同じ独立性の要件が求められる事業体 ウ. 倫理規則第 400.8 項により追加的に大会社等と同様に扱うこととした事業体 上記ア及びイについて、我が国においては、公認会計士法上の大会社等がこれらの要件を満たしている。	品基報第 1 号第 16 項 (10JP) 品基報第 2 号第 13 項 (4JP)
ち	中間監査リスク —	中間監査に係る監査リスクをいい、監査人が中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示を看過して誤った意見を形成する可能性をいう。	監基報 910 第 4 項
つ	追記情報 Emphasis of matter paragraph or Other matter paragraph	監査人が監査報告書において監査意見とは別に情報として追記するものをいい、強調事項とその他の記載事項からなる。 ※「強調事項区分」及び「その他の事項区分」参照	監基報 706 第 1 項
て	適正表示の枠組み Fair presentation framework	「適用される財務報告の枠組み」及び「一般目的の財務報告の枠組み」を参照	監基報 200 第 12 項(13) 監基報 700 第 6 項(2)
	適切な規準 Suitable criteria	「規準」を参照	
	適用される財務報告の枠組み Applicable financial reporting framework	財務諸表の作成と表示において、企業の特性と財務諸表の目的に適合する、又は法令等の要求に基づく、経営者が採用する財務報告の枠組みをいう。 「適正表示の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求されている事項の遵守が要求され、かつ、以下のいずれかを満たす財務報告の枠組みに対して使用される。 ① 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて具体的に要求されている以上の開示を行うことが必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的又は黙示的に認められている。 ② 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて要求されている事項からの離脱が必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的に認められている。このような離脱は、非常にまれな状況においてのみ必要となることが想定されている。 「準拠性の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求される事項の遵守が要求されるのみで、上記①及び②のいずれも満たさない財務報告の枠組みに対して使用される。	監基報 200 第 12 項(13)
	適用される要約の	要約財務諸表の作成に当たって経営者により適用される規準をい	監基報



	用語	定義又は説明	備考
	規準 Applied criteria	う。	810 第 3 項(2)
	手続実施上の重要性 Performance materiality	未修正の虚偽表示と未発見の虚偽表示の合計が重要性の基準値を上回る可能性を適切な低い水準に抑えるために、監査人が重要性の基準値より低い金額として設定する金額をいう。この手続実施上の重要性は、複数設定される場合がある。なお、特定の取引種類、勘定残高又は注記事項に対する重要性の基準値に対して設定した手続実施上の重要性を含む。	監基報 320 第 8 項(3)
と	統計的サンプリング Statistical sampling	以下の特性を持ったサンプリング手法をいう。 ① サンプル項目の無作為抽出 ② サンプリングリスクの測定を含めサンプルのテスト結果を評価するに当たっての確率論の利用 ①及び②の特性を持たないサンプリング手法は、非統計的サンプリングとみなされる。	監基報 530 第 4 項(4)
	統制活動 Control activities	内部統制システムの構成要素の一つ。統制活動には、企業の内部統制システムの統制活動以外の構成要素に含まれる方針（それ自体が内部統制である。）が適切に適用されるようにデザインされた内部統制が含まれる。統制活動における内部統制には直接的な内部統制と間接的な内部統制があり、情報処理統制と IT 全般統制が含まれる。統制活動における内部統制には、例えば、承認、調整、検証、物理的又は論理的アクセスに係る内部統制、及び職務の分離がある。	監基報 315 の A135 項、付録 3 第 20 項
	統制環境 Control environment	内部統制システムの構成要素の一つ。統制環境には、ガバナンス及び経営の機能、並びに企業の内部統制システムとその重要度に対する、経営者、取締役会及び監査役等の態度、姿勢及び実際の行動が含まれる。統制環境は、内部統制に対する従業員の意識に影響を与え、社風を形成するとともに、企業の内部統制システムの他の構成要素に全般的な基礎を提供する。	監基報 315 付録 3 第 4 項
	統制リスク Control risk	「重要な虚偽表示リスク」を参照	監基報 200 第 12 項(10)
	特定項目抽出による試査 Testing specific items	実証手続の実施に当たり、母集団に含まれる特定項目を抽出し、アクションに関連する虚偽表示が含まれているかどうかを直接的に立証することを目的とする試査をいう。また、運用評価手続の実施に当たり、特定項目を抽出する場合もある。	監基報 500 の A54 項
	特定の取引種類、勘定残高又は注記事項に対する重要性の基準値 Materiality level or levels for particular classes of transactions, account balances or disclosures	企業の特定の状況において、特定の取引種類、勘定残高又は注記事項に関する虚偽表示が重要性の基準値を下回る場合でも、財務諸表の利用者が財務諸表に基づいて行う経済的意思決定に影響を与えるとは合理的に見込まれる特定の取引種類、勘定残高又は注記事項がある場合に、当該特定の取引種類、勘定残高又は注記事項について適用する重要性の基準値をいう。	監基報 320 第 8 項(2)
	特別な検討を必要とするリスク	識別された以下のような重要な虚偽表示リスクをいう。 ① 固有リスク要因が、虚偽表示の発生可能性と虚偽表示が生じた	監基報 315 第 11

用語	定義又は説明	備考
Significant risk	<p>場合の影響の度合い（金額的及び質的な影響の度合い）の組合せに影響を及ぼす程度により、固有リスクの重要度が最も高い領域に存在すると評価された重要な虚偽表示リスク（以下のイメージ図参照）</p> <p>② 各監査基準報告書の要求事項にしたがって特別な検討を必要とするリスクとして取り扱うこととされた重要な虚偽表示リスク</p> <p>【固有リスクの分布図における特別な検討を必要とするリスクのイメージ（「固有リスクの分布」を参照）】</p> 	項(10)
特別目的の財務諸表 Special purpose financial statements	特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成される財務諸表をいう。なお、監査基準では、特別目的の財務諸表は、特定の利用者のニーズを満たすべく特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成された財務諸表と説明されている。	監基報 200 の A4 項 監基報 800 第 5 項(1)
特別目的の財務報告の枠組み Special purpose framework	特定の利用者の財務情報に対するニーズを満たすように策定された財務報告の枠組みをいう。財務報告の枠組みには、適正表示の枠組みと準拠性の枠組みがある。	監基報 200 の A4 項 監基報 800 第 5 項(2)
独立性 Independence	独立性は、次の精神的独立性と外観的独立性から構成される。 (1) 精神的独立性 職業的専門家としての判断を危うくする影響を受けることなく、結論を表明できる精神状態を保ち、誠実に行動し、公正性と職業的懐疑心を堅持できること。 (2) 外観的独立性 事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者が、全ての具体的な事実と状況を勘案し、会計事務所等又は監査業務チームの構成員の精神的独立性が堅持されていないと判断する状況にはないこと。	倫理規則用語集
独立第三者間取引 Arm's length transaction	特定の関係のない買い手と売り手が、相互に独立して行動し、かつ自己の最善の利益を追求した場合の取引条件によって実行される取引をいう。	監基報 550 第 9 項(2)

	用語	定義又は説明	備考
な	内部監査機能 Internal audit function	企業のガバナンス・プロセス、リスク管理及び内部統制の有効性を評価・改善するために、保証・助言活動を行う企業内部の機能をいう。	監基報 610 第 10 項(1)
	内部監査人 Internal auditors	内部監査機能の活動に従事する者をいう。内部監査人は、内部監査部門又はそれと同様の機能を有する部門に属することがある。	監基報 610 第 10 項(2)
	内部統制 Controls	企業が、経営者又は監査役等の統制目的を達成するために策定する方針又は手続をいう。 ① 方針とは、統制を遂行するために、組織内ですべきこと又はすべきでないことを示すものをいい、文書化されていることもあり、伝達の中で明示的に述べられていることもあり、行為や意思決定を通じて黙示的に示されていることもある。 ② 手続とは、方針を実行するための具体的な行為をいう。	監基報 315 第 11 項(11)
	内部統制システム System of internal control	企業の財務報告の信頼性を確保し、事業経営の有効性と効率性を高め、事業経営に係る法令の遵守を促すという企業目的を達成するために、監査役等、経営者及びその他の企業構成員により、整備（デザインと業務への適用を含む。）及び運用されている仕組みをいう。監査基準報告書においては、内部統制システムは以下の五つの相互に関連した要素から構成される。 ① 統制環境 ② 企業のリスク評価プロセス ③ 内部統制システムを監視する企業のプロセス ④ 情報システムと伝達 ⑤ 統制活動	監基報 315 第 11 項(12)
	内部統制システムを監視する企業のプロセス Entity's Process to Monitor the System of Internal Control	内部統制システムの構成要素の一つ。内部統制システムを監視する企業のプロセスは、企業の内部統制システムの有効性を評価し、必要な是正措置を適時に行うための継続的なプロセスであり、日常的監視活動、独立的評価（定期的実施される。）、又はその二つの組合せによって構成される。日常的監視活動は、多くの場合、企業の反復継続する通常の活動の中に組み込まれ、定期的な管理・監督活動も日常的監視活動に含まれる。このプロセスは、企業によるリスク評価に応じて、その範囲と頻度が異なる。	監基報 315 付録 3 第 10 項
	内部統制の逸脱 Deviations from controls	内部統制が遵守されていない状況のことをいう。なお、内部統制が有効に運用されているということは、内部統制からの逸脱が全くないことを意味しているわけではない。	監基報 330 の A40 項 監保報 82 号第 137 項
	内部統制の不備 Deficiency in internal control	内部統制の不備は、以下のいずれかの場合に存在する。 ① 内部統制の整備及び運用が不適切であり、財務諸表の虚偽表示を適時に防止又は発見・是正できない場合 ② 財務諸表の虚偽表示を適時に防止又は発見・是正するのに必要な内部統制が存在しない場合	監基報 265 第 5 項(1)
に	二重責任の原則	経営者の財務諸表の作成責任と、監査人の意見表明責任を区別することをいう。経営者は、適用される財務報告の枠組みに準拠して、	監基報 200 の A2

	用語	定義又は説明	備考
		財務諸表を作成する責任を有している。これに対し、監査人は、経営者の作成した財務諸表について意見を表明する責任を有している。 経営者の財務諸表に対する責任については、「監査実施の基礎となる経営者の責任に関する前提」を参照	項、A3 項
	二重目的テスト Dual-purpose test	同一取引に対して詳細テストと運用評価手続の実施を同時に計画し、実施することをいう。ただし、詳細テストの目的と運用評価手続の目的は異なるため、二重目的テストは、それぞれのテストの目的を別々に考慮して、立案され、評価される。	監基報 330 の A22 項
ね	ネットワーク Network	監査事務所よりも大きな組織体であって、所属する事業体の相互の協力を目的としており、かつ以下のいずれかを備えている組織体をいう。 ア. 利益の分配又は費用の分担を目的にしていること。 イ. 共通の組織により所有、支配及び経営されていること。 ウ. 品質管理の方針又は手続を共有していること。 エ. 事業戦略を共有していること。 オ. ブランド名を共有していること。 カ. 業務運営に関する資源の重要な部分を共有していること。	品基報第 1号第 16項 (12) 監基報 220第12 項(6)
	ネットワーク・ファーム Network firm	ネットワークに所属する監査事務所又は事業体をいう。	品基報第 1号第 16項 (11) 監基報 220第12 項(7)
	年次報告書 Annual report	法令等又は慣行により経営者が通常年次で作成する単一又は複数の文書であり、企業の事業並びに財務諸表に記載されている経営成績及び財政状態に関する情報を所有者（又は類似の利害関係者）に提供することを目的としているものをいう。年次報告書には、財務諸表及びその監査報告書が含まれているか、又は添付されており、通常、企業の動向、将来の見通し、リスク及び不確実性に関する情報並びに企業のガバナンスに関する情報が含まれる。	監基報 720第11 項(3)
の	ノンサンプリング リスク Non-sampling risk	監査人が、サンプリングリスクに関連しない他の理由によって、誤った結論を導くリスクをいう。	監基報 530第4 項(3)
は	発見リスク Detection risk	虚偽表示が存在し、その虚偽表示が個別に又は他の虚偽表示と集計して重要になり得る場合に、監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために監査人が監査手続を実施してもなお発見できないリスクをいう。	監基報 200第12 項(15)
	発見事項（品質管理システムに関する） Findings (in relation to a system of quality)	モニタリング活動の実施、外部の検証及びその他の関連する情報源から蓄積された、品質管理システムの整備及び運用に関する情報のうち、一つ又は複数の不備が存在する可能性を示すものをいう。	品基報第 1号第 16項(8)

	用語	定義又は説明	備考
	management)		
	判断による虚偽表示 Judgmental misstatement	虚偽表示の分類の一つ。監査人が合理的でないと考える会計上の見積り又は監査人が不適切と考える会計方針の選択及び適用に関する経営者の判断から生じる差異をいう。	監基報 450 の A3 項
ひ	比較財務諸表 Comparative financial statements	当年度の財務諸表との比較のために、当年度の財務諸表と同程度の比較情報が含まれており、比較情報について監査が実施されている場合に、比較情報に対する監査意見が当年度の監査報告書に記載されるときに当該比較情報をいう。 比較情報に過去複数年度の金額及び開示が含まれる場合には、本報告書における「前年度」は「過年度」を表すものとする。	監基報 710 第 5 項(3)
	比較情報 Comparative information	適用される財務報告の枠組みに基づき財務諸表に含まれる過年度の金額及び開示をいう。	監基報 710 第 5 項(1)
	否定的意見 Adverse opinion	財務諸表監査において、監査人が、十分かつ適切な監査証拠を入手した結果、虚偽表示が財務諸表に及ぼす影響が、個別に又は集計した場合に、重要かつ広範であると判断する場合に、表明しなければならない意見をいう。 要約財務諸表に関する報告業務において、要約財務諸表が、重要な点において、適用される要約の規準に準拠しておらず、監査済財務諸表と整合していない場合で、経営者が必要な変更を行うことに同意しないときに、表明しなければならない意見をいう。	監基報 705 第 7 項 監基報 810 第 18 項
	品質管理システム System of quality management	以下の合理的な保証を提供するために監査事務所が整備及び運用するシステム ① 監査事務所及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。 ② 監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。	品基報第 1 号第 16 項 (24)
	(品質管理システムに関連する) 対応 Response (in relation to a system of quality management)	品質リスクに対処するために監査事務所がデザイン及び適用している方針又は手続 ① 方針とは、品質リスクに対処するために、すべきこと、又はすべきでないことを示すものをいい、文書化されていることもあり、伝達の中で明示的に述べられていることもあり、行為や意思決定を通じて黙示的に示されていることもある。 ② 手続とは、方針を実行するための行為をいう。	品基報第 1 号第 16 項 (21) 監基報 220 第 12 項(12)
	品質目標 Quality objectives	品質管理システムの構成要素について監査事務所が達成すべき成果	品基報第 1 号第 16 項 (17)
	品質リスク Quality risk	①発生可能性及び②個別に又は他のリスクと組み合わせて、一つ又は複数の品質目標の達成を阻害する可能性の双方が合理的に存在するリスク	品基報第 1 号第 16 項 (18)
ふ	不確実性	将来の帰結が企業の直接的な影響が及ばない将来の行為や事象に依	監基報 705 第 9

用語	定義又は説明	備考
Uncertainty	存し、財務諸表に影響を及ぼす可能性がある状況をいう。	項
不正 Fraud	不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を伴う、経営者、取締役、監査役等、従業員又は第三者による意図的な行為をいう。	監基報 240 第 10 項(1)
不正な財務報告 Fraudulent financial reporting	財務諸表の利用者を欺くために財務諸表に意図的な虚偽表示を行うことであり、計上すべき金額を計上しないこと又は必要な注記を行わないことを含んでいる。	監基報 240 の A2 項
不正による重要な 虚偽表示の疑義 Suspicion of a material misstatement due to fraud	不正による重要な虚偽表示の疑いが高いと監査人が判断した状況をいい、以下のいずれかに当てはまる場合が該当する。 ・ 不正による重要な虚偽表示を示唆する状況について、関連して入手した監査証拠に基づいて経営者の説明に合理性がないと監査人が判断した場合 ・ 識別し評価した不正による重要な虚偽表示リスクに対応して当初計画した監査手続を実施した結果、必要と判断した追加的な監査手続を実施してもなお、不正リスクに関連する十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合	監基報 240 第 10 項 F(6)
不正による重要な 虚偽表示の兆候を 示す状況 Circumstances that may indicate the possibility of a material misstatement due to fraud	不正による重要な虚偽表示が行われている可能性を示す状況をいい、監査手続を実施した結果、当該状況を識別した場合、監査人は、アサーション・レベルの不正による重要な虚偽表示リスクに関する評価が依然として適切であるかどうかを判断する際にこれを考慮することが求められる。	監基報 240 第 10 項(4)
不正による重要な 虚偽表示を示唆す る状況 Circumstances that indicate the possibility of a material misstatement due to fraud	不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況のうち、不正による重要な虚偽表示が行われている可能性がより高いものとして不正リスク対応基準で取り扱われているものをいい、当該状況が存在する場合、監査人は、経営者に質問し説明を求めるとともに、追加的な監査手続を実施することが求められる。	監基報 240 第 10 項 F(5)
不正リスク Risks of fraud	不正による重要な虚偽表示リスクの略称。不正による重要な虚偽表示リスク、不正リスクいずれの表現も用いている。	監基報 240 第 10 項(3)
不正リスク要因 Fraud risk factors	不正を実行する動機やプレッシャーの存在を示す事象や状況、不正を実行する機会を与える事象や状況、又は不正行為に対する姿勢や不正行為を正当化する状況をいう。	監基報 240 第 10 項(2)
不適正意見 Adverse opinion	適用される財務報告の枠組みが適正表示の枠組みの場合の否定的意見をいう。	監基報 705 第 7 項
分析的実証手続 Substantive	実証手続として実施する分析的手続をいう。	監基報 520 第 1

	用語	定義又は説明	備考
	analytical procedures		項
	分析的手続 Analytical procedures	財務データ相互間又は財務データと非財務データとの間に存在すると推定される関係を分析・検討することによって、財務情報を評価することをいう。分析的手続には、他の関連情報と矛盾する、又は監査人（業務実施者）の推定値と大きく乖離する変動や関係についての必要な調査も含まれる。	監基報 520 第 3 項
ほ	母集団 Population	監査人がサンプルを抽出し、結論を導き出そうとする項目全体をいう。	監基報 530 第 4 項(5)
	補足的な情報 Supplementary information	財務諸表を作成するために使用する適用される財務報告の枠組みでは要求されないが、財務諸表とともに表示される情報をいう。通常、付表又は注記の追加として表示される。	監基報 700 の A68 項
み	未回答 Non-response	確認回答者が積極的な確認依頼に対して回答しない場合や回答が不十分な場合、又は確認依頼が配達不能で返送された場合をいう。	監基報 505 第 5 項(4)
	未修正の虚偽表示 Uncorrected misstatements	監査人が監査の過程で集計対象とした虚偽表示のうち、修正されなかった虚偽表示をいう。	監基報 450 第 3 項
	見積手法 Methods	要求される測定基礎に従って経営者が会計上の見積りを行うために使用する測定技法をいう。モデルと呼ばれることもあり、計算ツール又は計算プロセスを用いて適用される。	監基報 540 の A2 項
	見積りの不確実性 Estimation uncertainty	正確に測定することができないという性質に影響される程度をいう。見積りの不確実性は、財務諸表において認識又は注記が要求される金額を、原価又は価格の直接的な観察を通じて正確に測定できない場合に生じる。	監基報 540 第 11 項(3) 540 付録 1 第 4 項
	未発見の虚偽表示 Undetected misstatements	無限定適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できず、財務諸表に未発見のまま含まれている可能性がある虚偽表示のことをいう。未発見の虚偽表示が存在する原因には、サンプリングリスクとノンサンプリングリスクがある。	監基報 450 の A8 項 監基研第 6 号 Q1- 6
む	無限定意見 Unmodified opinion	財務諸表監査において、適正表示の枠組みの場合、財務諸表が、適用される財務報告の枠組みに準拠して、全ての重要な点において適正に表示していると監査人が認める場合に表明される意見をいい、準拠性の枠組みの場合、財務諸表が、全ての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されていると監査人が認める場合に表明される意見をいう。  要約財務諸表に関する報告業務において、要約財務諸表が、全ての重要な点において、適用される要約の規準に準拠して監査済財務諸表と整合していると監査人が認める場合に表明される意見をいう。	監基報 700 第 6 項(3)
よ	要約財務諸表 Summary	一定時点における企業の経済的資源若しくは義務又は一定期間におけるそれらの変動に関して、財務諸表ほど詳細ではないが、これと	監基報 810 第 3

	用語	定義又は説明	備考
	financial statements	整合する体系的な情報を提供するために、財務諸表を基礎として作成された過去財務情報をいう。	項(3)
	予想逸脱率 Expected rate of deviation	内部統制の運用評価手続において、関連する内部統制の理解に基づいて、又は母集団から少数の項目を抽出して実施した検討結果に基づいて、監査人が予想する内部統制からの逸脱率をいう。	監基報530のA7項
	予想虚偽表示額 Expected misstatement	監査人が予想する母集団に含まれる虚偽表示額をいう。	監基報530のA7項
り	リスク対応手続 Further audit procedures	監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために、識別し評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに対応して、立案し実施する監査手続をいう。リスク対応手続は、運用評価手続と実証手続で構成する。	監基報330第3項(3)
	リスク評価手続 Risk assessment procedures	不正か誤謬かを問わず、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクとアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを識別し評価するために立案され、実施される監査手続をいう。	監基報315第11項(13)
れ	例外的事象 Anomaly	抽出したサンプルに対して実施した手続の結果、特定した母集団を明らかに代表していない虚偽表示又は内部統制の逸脱をいう。	監基報530第4項(10)
わ	我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準 Auditing standards generally accepted in Japan	監査人が準拠すべき基準をいい、監査の実施時に適用される監査基準（法令により準拠が求められている場合は、不正リスク対応基準を含む。）並びに日本公認会計士協会が公表する監査実務指針から構成される。	監基報（序）第2項
	我が国における職業倫理に関する規定 Relevant ethical requirements	監査事務所並びに監査チーム及び審査担当者が従うべき職業倫理に関する規定をいい、公認会計士法・同施行令・同施行規則、日本公認会計士協会が公表する会則、倫理規則及びその他の倫理に関する規定から構成される。なお、「職業倫理に関する規定」と表記することもある。	品基報第1号第16項(20) 品基報第2号第13項(3) 監基報220第12項(11)

(注) 略号は、それぞれ以下で示している。

各委員会報告の番号及び記号

- ・ 品質管理基準報告書第〇号：品基報第〇号
- ・ 監査基準報告書〇〇〇：監基報〇〇〇



**付録6：不正リスク対応基準に準拠して監査を実施する場合の要求事項及び適用指針を含む監査基準報告書の一覧（第9項参照）**

本付録は、財務諸表監査において、不正リスク対応基準に準拠して監査を実施する場合に適用する要求事項及び適用指針を含んだ監査基準報告書を一覧にしたものである。

この一覧は、他の監査基準報告書における要求事項及び適用指針の検討に代わるものではなく、それぞれの報告書を参照する必要がある。

- ・ 監査基準報告書220「監査業務における品質管理」：  
F22-2JP項、F34-2JP項、F34-3JP項、F35-2JP項、F36-2JP項、F39-2JP項、FA72-2JP項
- ・ 監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」：  
10項F(5)、10項F(6)、F11-2項、F14-2項、F15-2項、F32-3項、F35-2項からF35-4項、F36-2項、F38-2項、F38-3項、F39-2項、F44-2項、F44-3項、FA10-2項からFA10-6項、FA50-2項、FA50-3項、FA51-2項、FA51-3項、FA56-2項、FA56-3項、FA57-2項、F 付録4
- ・ 監査基準報告書505「確認」：  
F11-2項、FA19-3項、FA19-4項
- ・ 監査基準報告書600「グループ監査」：  
F39-2項、FA58-3項、FA58-4項、FA64-2項、付録5の一部
- ・ 監査基準報告書910「中間監査」：  
F2-2項、FA7-3項

## 付録7：審議プロセス

監査基準報告書及び関連する公表物の審議プロセスは、当協会の審議プロセスに則っている。当協会の組織は、協会の意思を決定する総会、会務の執行を司る常務理事会、会務の執行を監視する理事会、諮問機関である委員会等の機関で構成されており、会員が遵守すべき基準等の監査基準報告書及び関連する公表物の公表に当たっては、次の審議プロセスを経て、公表している。

### 1. 公開草案

#### (1) 起草委員会における検討

監査基準報告書及び関連する公表物に係る草案の検討・作成を実施する。

#### (2) 有識者懇談会における意見聴取

監査基準報告書及び一部の監査基準報告書実務指針については、外部関係者から構成される有識者懇談会において、意見聴取を実施する。

#### (3) 委員会における議決

上記(2)の意見を踏まえ、起草委員会で草案を再検討した後、委員会において、公開する草案の議決を行う。

#### (4) 常務理事会における審議

常務理事会において、草案公開の審議を行い、承認の後、原則1か月の公開期間をもって草案を公開する。

### 2. 確定・公表

公開草案に対するコメントを踏まえ、上記1(1)、(3)及び(4)を経て、確定版を公表する。

以 上